

松 阪 市 の 環 境

—松阪市環境基本計画年次報告書—

平成 21 年度版

平成 23 年 2 月

松阪市環境部環境課

この報告書は、平成19年3月に策定した「松阪市環境基本計画」に掲げた本市の環境施策に関して平成21年度に設定した重点事業の取組結果と、「松阪市環境基本計画」において設定した環境目標の進捗状況を、取りまとめたものです。

この情報をみなさんと共有することで、市民、市民団体、事業者、市の協働による取組をさらに推進することをめざすとともに、一人ひとりが環境問題に対する具体的な行動を起こすきっかけにしたいと考えています。

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 松阪市環境基本計画の概要 | 1 |
| 第2章 環境基本計画関連事業一覧 | 8 |
| 第3章 重点事業の実施状況 | 23 |
| 重点事業 1：地域材活用学校環境整備事業 | 25 |
| 重点事業 2：森林再生CO2吸収量確保対策事業 | 26 |
| 重点事業 3：森林環境創造事業 | 27 |
| 重点事業 4：市街地循環バス運行事業 | 28 |
| 重点事業 5：関連公共下水道事業（本庁） | 29 |
| 重点事業 6：関連公共下水道事業（嬉野） | 30 |
| 重点事業 7：特定環境保全公共下水道事業（三雲） | 31 |
| 重点事業 8：浄化槽設置促進事業 | 32 |
| 重点事業 9：浄化槽市町村整備事業 | 33 |
| 重点事業10：文化財保存整備事業補助金 | 34 |
| 重点事業11：都市景観推進事業 | 35 |
| 重点事業12：総合運動公園建設事業 | 37 |
| 重点事業13：資源物集団回収活動補助金 | 38 |
| 重点事業14：家庭用新エネルギー設備設置支援事業 | 39 |
| 重点事業15：環境マネジメントシステム運用事業 | 40 |
| 重点事業16：環境パートナーシップ会議事業 | 41 |
| 重点事業17：学校エコチャレンジ事業 | 42 |
| 第4章 環境基本計画における環境目標の進捗状況 | 43 |

第1章 松阪市環境基本計画の概要

1. 計画の概要

家庭や事業所からの排水による川や海の汚れ・日常生活や事業活動に伴うごみの増加、そして地球温暖化による地球環境問題など、今日の環境問題の多くは私たちが便利な生活や物質的な豊かさを追い求めてきた結果であるといえます。

このような環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践していくことが必要です。

「松阪市環境基本計画」は、本市の良好な環境を未来に引き継いでいけるよう、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する共通目標や道筋を示すものであり、市民、市民団体、事業者、市が協働して取り組むための指針となる計画として、松阪市環境基本条例に基づき、平成19年3月に策定したものです。

2. 計画の対象

本計画は松阪市全域を対象地域とし、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」「環境教育・環境学習と仕組みづくり」の5つの環境分野を設定し、対象としています。

| 環境の分野 | 環境の要素 |
|------------------|--|
| 自然環境 | 水循環（森林・川・海）、身近な動植物 |
| 生活環境 | 典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）、都市生活型公害（近隣騒音、野焼き、ペットのふんなど） |
| 快適環境 | 歴史文化遺産、景観、公園・緑地、公共空間のバリアフリー |
| 地球環境 | 省エネルギー・新エネルギー、ごみ・リサイクル、地球温暖化 |
| 環境教育・環境学習と仕組みづくり | 環境学習及び環境教育の充実、協働や連携のための仕組みづくり |

3. 計画の期間

平成19（2007）年度を初年度とし、平成27（2015）年度を目標年度としています。

計画の期間：平成19（2007）年度～平成27（2015）年度

4. めざすべき環境像

松阪市環境基本計画では、本市のめざすべき環境像を次のように設定しています。

**うるおいある
豊かな環境につつまれるまち
まつさか**
～自然と人・地域の活力が好循環する
まちづくりをめざして～



「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」は、松阪市環境基本条例におけるめざすべき環境像「うるおいある豊かな環境の保全と創造」と、松阪市総合計画における都市（まち）のビジョンの一つ「環境に配慮するまち」をもとに設定したものです。

うるおいある豊かな環境とは

人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。

（松阪市環境基本条例より）

環境に配慮するまち

環境問題に対する市民の関心が高まるなかで、だれもが安心して快適に暮らすことのできる、うるおいある豊かな環境づくりを推進するため、市民意識の高揚に努めるとともに、公害防止対策の推進や廃棄物の適正処理、新エネルギーの活用を進め、環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の実現を図ることで環境に配慮するまちをめざします。

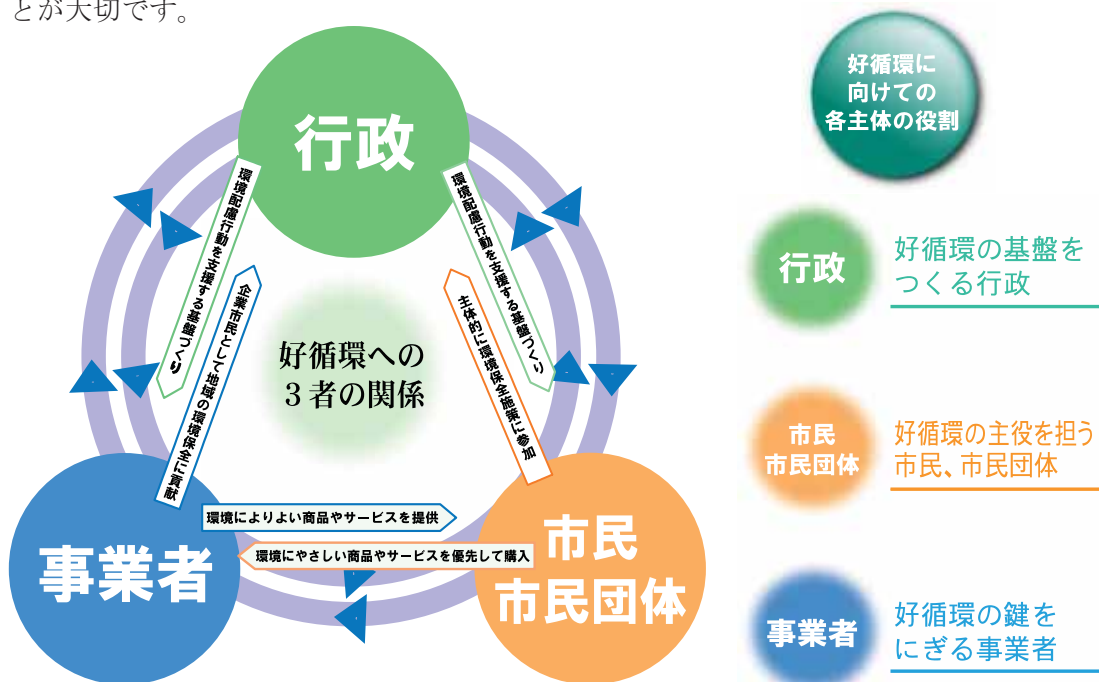
（松阪市総合計画の都市（まち）のビジョンより）

また、環境をよくすることが地域の産業を発展させ、地域の産業の活性化が環境をよくするという「環境と地域経済の好循環」を進めること、そして、環境をよくすることが人や地域を元気づけ、コミュニティの活性化が環境をよくするという「環境とコミュニティの好循環」を進めることが、本市の環境像を実現するために必要であることから、「自然と人・地域の活力が好循環するまちづくりをめざして」という副題を掲げています。



5. 環境像実現に向けての基本的な考え方

「うるおいある豊かな環境」の実現に向けて、自然と人・地域の活力が「好循環」するためには、行政とともに「環境と地域経済の好循環」の主体である「事業者」、「環境とコミュニティの好循環」の主体である「市民、市民団体」も含めた3者の協働のもと進めていくことが大切です。



6. 環境ビジョン

「うるおいある豊かな環境」をめざすにあたり、次の6つの具体的なまちの姿（環境ビジョン）を示しています。

人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち

人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくためには、健全な水循環の回復と維持に努める必要があります。水が循環する「山」「川」「海」を一体的に考え、水循環に配慮したまちをめざします。

多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

海から山にいたる豊かな自然と、そこに息づく多様な生態系を保全し回復していくとともに、自然とのふれあいを深め身近な自然と生き物を大切にする、人と自然が共生するまちをめざします。

安全で健やかに暮らせるまち

都市生活型公害及び産業公害の防止と予防に努め、市民が安全で健康に暮らせるまちをめざします。

松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまち

歴史文化遺産の発掘、保存及び活用、個性あふれる町並みの形成や自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるとともに、公園・緑地の整備、公共空間のバリアフリー化を進め快適環境を創造するまちをめざします。

「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまち

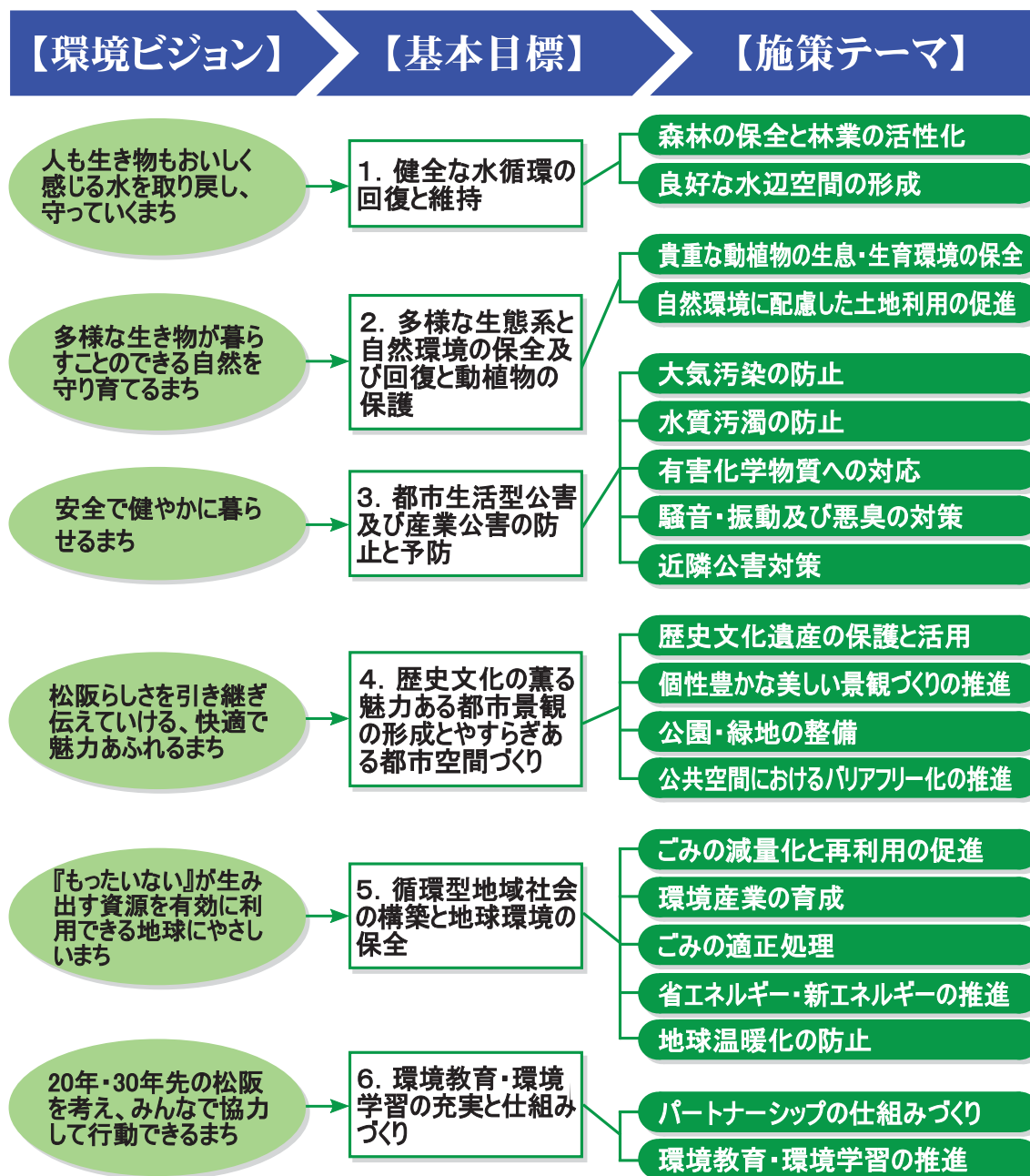
資源及びエネルギーを効率的に利用し、できる限りごみや環境に負荷となる物質の発生を抑え、やむを得ず排出されるごみは資源として積極的に再利用するという循環型地域社会の構築を通じて地球にやさしいまちをめざします。

20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動できるまち

環境教育・環境学習を充実し、多様な主体が参加でき環境保全活動を協働して実践できる仕組みを構築することで、すべての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちをめざします。

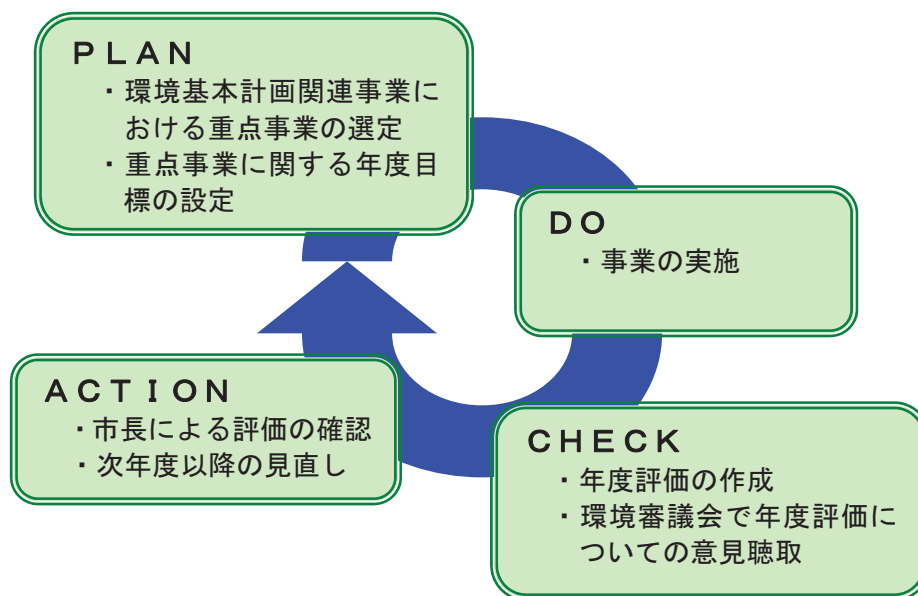
7. 施策の展開の体系

環境ビジョンに示したまちの実現に向け、6つの基本目標を掲げるとともに、20の施策を展開しています。



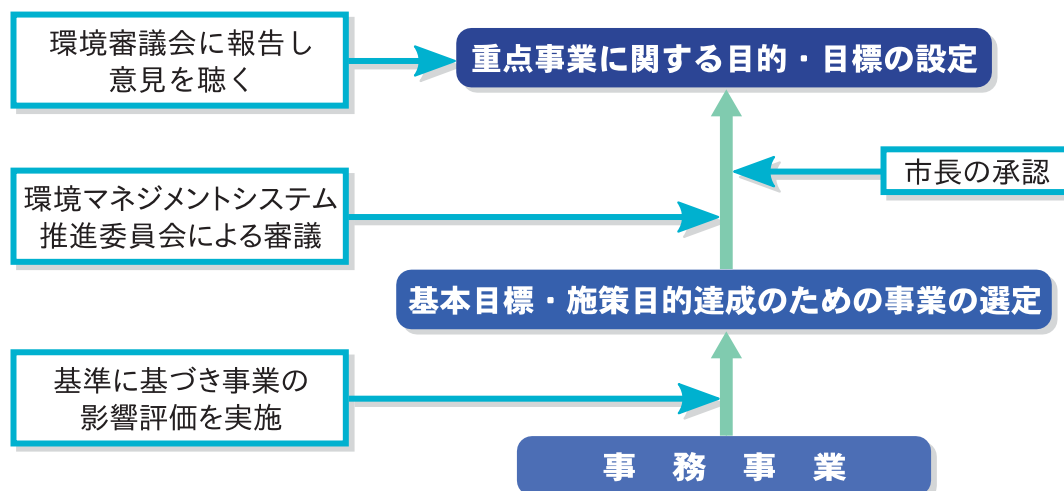
8. 計画の推進

計画をより効果的かつ効率的に推進するため、「ISO14001」のPDCAサイクルを活用して本計画の進行管理を行うこととしています。



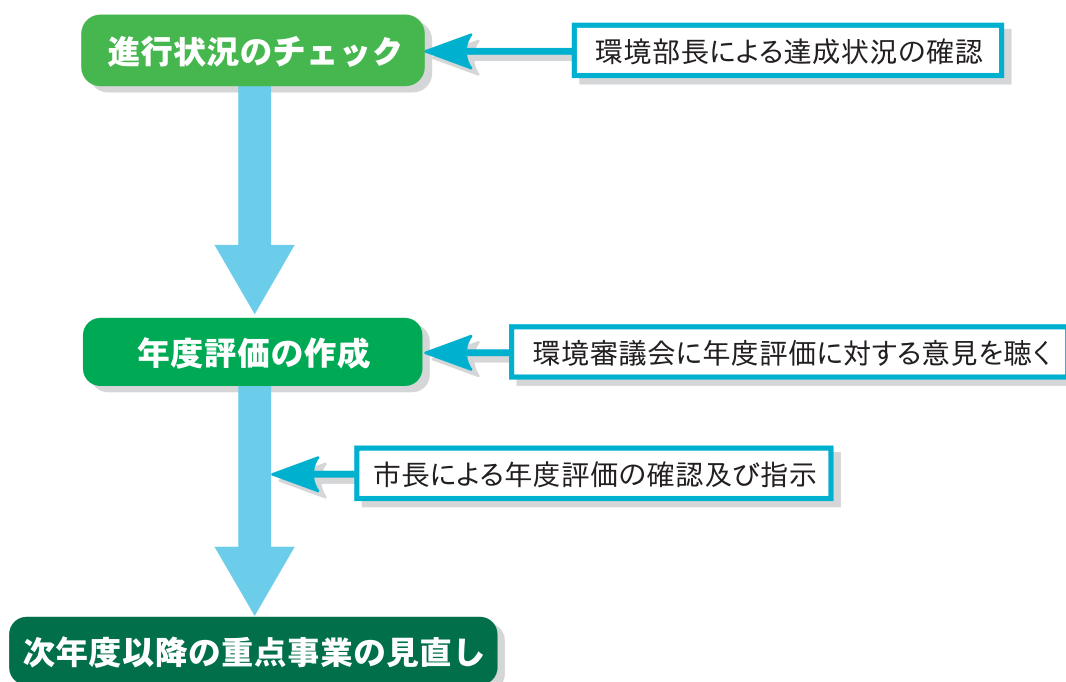
《進行管理の仕組み》

環境施策に関する事業の担当部署ごとに、本計画に関連する事業の一覧を作成し、その内容を環境課において本計画の施策体系に基づいて整理を行います（「第2章 環境基本計画関連事業一覧」を参照）。その中から、①本計画の環境目標（「第4章 環境基本計画における環境目標の進捗状況」を参照）に関連性の高い事業、②長期的に実施する事業で、本計画の基本目標の達成に効果的な事業、の2点のいずれかに該当する事業を中心に、特に重要な事業（以下「重点事業」という）の選定を行います。



重点事業として選定された事業の担当部署は、重点事業ごとにその事業の年度目標を設定します。そして年度末に、年度目標に対する自己評価を行い、環境部長に報告します。

重点事業の事業概要と年度目標の内容、そして年度評価については、環境審議会に報告し意見を求めます。年度評価はまた、環境審議会の意見を付して市長に報告し、次年度以降の見直しに活かします。



第2章 環境基本計画関連事業一覧

平成21年度時点における、環境基本計画関連事業の一覧を次ページ以降に掲載していません(担当部署などが平成22年度になって変わっているものがありますが、それらの変更については反映しておりません)。

これらの事業の中から、

- ① 「松阪市環境基本計画」の環境目標に関連性の高い事業
- ② 長期的に実施する事業で、「松阪市環境基本計画」の基本目標の達成に効果的な事業の2点のいずれかに該当する事業を中心に、重点事業(表中「H21 重点事業」の欄に「◎」がつけられている事業)を選定しています。

- ・事業名の前に*印がついている事業は、複数の施策に該当する事業で、再掲であることを示すものです。
- ・環境基本計画の施策に該当する事業が、平成21年度時点で予定されていないものについては、「事業内容《事業名》」等が空欄になっています。

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | 担当部署 | |
|-----------------|--|----------|----|----|----|---------|--------------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 部名 | 課室名 |
| 施策の内容 | | | | | | | |
| 事業内容《事業名》 | | H21重点事業 | | | | | |
| 1. 健全な水循環の回復と維持 | | | | | | | |
| 1) 森林の保全と林業の活性化 | | | | | | | |
| A- 林業基盤の整備 | | | | | | | |
| | 小規模な森林の団地化、森林管理作業の協業化の促進《生産林活性化モデル事業》 | | | ↑ | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 林道・作業道等の維持管理の実施《林道・作業道等維持管理事業》 | | | ↑ | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 林道整備の実施《県単林道事業》 | | ↑ | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 林道整備の実施《林道整備交付金事業》 | | ↑ | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 林道整備の実施《資源循環林整備事業》 | | ↑ | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| B- 担い手の育成 | | | | | | | |
| | 林業関係団体の育成・支援《林業後継者地域活動推進事業補助金》 | | ↑ | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| C- 林業の経営安定の推進 | | | | | | | |
| | 木質バイオマス熱供給施設の整備に対する支援の実施《木質バイオマス推進事業》 | | ↑ | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 林地残材、枝葉等の未利用資源の収集の実施《バイオマス木材カスケード利用事業》 | | | ↑ | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 地域材を活用した木造住宅の建築支援《顔の見える木材での家づくり促進事業(林業生産流通総合対策事業)》 | | | ↑ | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 地域材を利用した机・椅子の導入《地域材活用学校環境整備事業》 | | | ↑ | | ◎ 教育委員会 | 教育総務課 |
| | 地域材を利用した公共施設の整備《南小学校屋内運動場改築事業》 | | ↑ | | | 教育委員会 | 教育総務課 |
| | 地域材を利用した公共施設の整備《西保育園移転改築事業》 | | ↑ | | | 福祉部 | こども未来課 |
| | 地域材を利用した公共施設の整備《飯高東部保育園建設事業》 | | | ↑ | | 福祉部 | こども未来課 |
| | 地域材を利用した公共施設の整備《放課後児童クラブ施設整備事業》 | | ↑ | | | 福祉部 | こども未来課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | H21重点事業 | | 担当部署 | | |
|----------------------------|--|----------|----|----|----|---------|----|---------|--------------|--|
| | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23以降 | 部名 | 課室名 | | |
| 施策テーマ | | | | | | | | | | |
| 施策の内容 | | | | | | | | | | |
| 事業内容《事業名》 | | | | | | | | | | |
| D- 森林保全に向けた取り組みの推進 | | | | | | | | | | |
| | ふれあいの場としての森林の活用《森林公園管理運営事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課 | |
| | 森林の公益的機能増進を目的とした環境林における間伐の実施《森林再生CO2吸収量確保対策事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) | |
| | 森林の公益的機能増進を目的とした環境林における間伐の実施《森林環境創造事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) | |
| | 健全な森林の育成を目的とした放置林(生産林)における間伐の実施《高齢林整備間伐促進事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) | |
| | 農林作物被害防止のための有害鳥獣対策の実施《有害鳥獣対策事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) | |
| | 農林作物被害防止のための有害鳥獣対策の実施《有害鳥獣駆除猟友会補助金》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) | |
| | 農林作物被害防止のための有害鳥獣対策の実施《有害鳥獣駆除対策補助金》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) | |
| | 分収育林制度をもとにした都市住民との交流の実施《飯高ふるさとの森管理事業》 | | | | | | | 飯高地域振興局 | 地域整備課 | |
| 2) 良好な水辺空間の形成 | | | | | | | | | | |
| A- 環境に配慮した河川等の整備 | | | | | | | | | | |
| | なめり湖親水公園の整備《県宮地域用水環境整備事業負担金》 | | | | | | | 嬉野地域振興局 | 地域整備課 | |
| | 周辺環境に調和した河川の整備《河川改良単独事業》 | | | | | | | 建設部 | 土木課 | |
| | 自然環境を保全し生態系に配慮したため池等の整備《県営ため池等整備事業負担金》 | | | | | | | 農林水産部 | 農村整備課 | |
| B- 海岸環境の充実 | | | | | | | | | | |
| | 高潮対策の強化と市民の憩いの場の創出をめざした獺師漁港海岸の整備《海岸保全施設整備事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課 | |
| | 自然景観に配慮した海岸の整備《県単松ヶ崎漁港改良事業》 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課 | |
| C- 市民参加による河川、海岸等の環境保全活動の促進 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| 基本目標 | | H21重点事業 | | 担当部署 | | |
|--|--|----------|----|---------|----|-------|
| 施策テーマ | | 事業スケジュール | | 部名 | | |
| 施策の内容 | | 19 | 20 | 21 | 22 | 課室名 |
| 事業内容《事業名》 | | | | 23 | 以降 | |
| 2. 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護 | | | | | | |
| 1) 貴重な動植物の生息・生育環境の保全 | | | | | | |
| A- 貴重な動植物の生息・生育調査及び情報提供 | | ↑ | | 環境部 | | 環境課 |
| B- 貴重な動植物の生息・生育環境の保護 | | | | | | |
| 地域における貴重植物の保護 《嬉野宇気郷やまゆり保存事業(地域づくり支援事業補助金)》 | | ↑ | | 嬉野地域振興局 | | 地域振興課 |
| 地域における貴重植物の保護 《はぜゆり増殖研究事業(地域づくり支援事業補助金)》 | | ↑ | | 飯高地域振興局 | | 地域振興課 |
| 「松阪市開発行為に関する環境保全条例」に基づく審議会の開催 《環境保全審議会事業》 | | 随 | | 環境部 | | 環境課 |
| 指定天然記念物のパトロールなどによる保護の実施 《天然記念物保存事業(旧:天然記念物活用事業)》 | | ↑ | | 教育委員会 | | 文化課 |
| C- 緑地・里山等の保全 | | | | | | |
| D- 自然体験学習の推進 | | | | | | |
| 環境学習会の開催 《環境パートナーシップ会議事業》 | | ↑ | | 環境部 | | 環境課 |
| 2) 自然環境に配慮した土地利用の促進 | | | | | | |
| A- 環境と調和のとれた農業の推進 | | | | | | |
| 都市住民との交流を目的とした民泊事業に対する支援の実施 《グリーンツーリズム推進事業補助金》 | | ↑ | | 商工観光部 | | 商工観光課 |
| 環境との調和に配慮したほ場整備の実施 《県営営体育成基盤整備事業負担金》 | | ↑ | | 農林水産部 | | 農村整備課 |
| 都市と農村の交流施設「松阪農業公園ベルファーム」の運営管理 《ベルファーム施設管理事業》 | | ↑ | | 農林水産部 | | 農林水産課 |
| 都市と農村の交流施設「飯高駅」の運営管理 《飯高地域資源活用交流施設管理事業》 | | ↑ | | 飯高地域振興局 | | 地域整備課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | 担当部署 | |
|------------------------|---|----------|----|----|----|-------|--------------|
| 施策テーマ | 事業内容《事業名》 | 19 | 20 | 21 | 22 | 部名 | 課室名 |
| | | | | | 以降 | | |
| B- 環境に配慮した漁業の推進 | | | | | | | |
| | 水源林の造成 《飯南・飯高森林総合研究所分収造林事業(旧:飯高緑資源機構分収造林事業)》 | | | | ↑ | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 水産資源の保護増殖を目的とした稚魚放流事業に対する支援の実施 《稚鮎等放流事業補助金》 | | | | ↑ | 農林水産部 | 農林水産課 |
| | 水産資源の保護増殖を目的とした川鵜駆除事業に対する支援の実施 《川鵜対策事業》 | | | | ↑ | 農林水産部 | 農林水産課 |
| | 水産資源の保護増殖を目的とした魚介類の放流、海底耕うん作業による採貝漁場の底質改善の実施 《水産資源増殖事業》 | | | | ↑ | 農林水産部 | 農林水産課 |
| 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防 | | | | | | | |
| 1) 大気汚染の防止 | | | | | | | |
| A- 事業所等からの大気汚染対策 | | | | | | | |
| | 大気環境調査の実施 《大気環境調査事業》 | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| | 事業場での排ガス等調査の実施による公害防止の監視指導 《事業場調査事業》 | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| B- 環境にやさしい交通体系の整備 | | | | | | | |
| | 市街地循環バス「鈴の音バス」の運行 《市街地循環バス運行事業》 | | | | ↑ | 商工観光部 | 商工観光課 |
| | コミュニティバスの運行 《地域バス等交通システム事業》 | | | | ↑ | 商工観光部 | 商工観光課 |
| | コミュニティバスの運行 《飯南コミュニティバス運行事業》 | | | | ↑ | 商工観光部 | 商工観光課 |
| C- 環境に配慮した自動車利用 | | | | | | | |
| | 広報等によるエコドライブの普及啓発の実施 《広報啓発事業》 | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| 2) 水質汚濁の防止 | | | | | | | |
| A- 生活排水処理施設の整備促進 | | | | | | | |
| | 本庁管内における公共下水道の整備促進 《関連公共下水道事業》 | | | | ↑ | 上下水道部 | 上下水道総務課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | H21重点事業 | | 担当部署 | | |
|---|--|----------|----|---------|----|------|---------|-----------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23以降 | 部名 | 課室名 |
| 施策の内容 事業内容《事業名》 | | | | | | | | |
| 嬉野管内における公共下水道の整備促進《関連公共下水道事業》 | | | | | | ↑ | 上下水道部 | 嬉野上下水道事務所 |
| 三雲管内における公共下水道の整備促進《特定環境保全公共下水道事業》 | | | | | | ↑ | 上下水道部 | 三雲上下水道事務所 |
| 本庁管内における農業集落排水事業の実施《農業集落排水事業(小野、高木)》 | | | | | | ↑ | 農林水産部 | 農村整備課 |
| 嬉野管内における農業集落排水事業の実施《農業集落排水事業(須賀・川北クリーンセンター)》 | | | | | | ↑ | 嬉野地域振興局 | 地域整備課 |
| 三雲管内における農業集落排水事業の実施《三雲農業集落排水管理事業》 | | | | | | ↑ | 三雲地域振興局 | 地域整備課 |
| 補助制度による合併処理浄化槽の設置促進《浄化槽設置促進事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| 飯南・飯高管内における合併処理浄化槽の整備の実施《浄化槽市町村整備事業》 | | | | | | ↑ | 飯南地域振興局 | 地域整備課 |
| 「生活排水処理基本計画」の策定《一般廃棄物処理基本計画策定事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| B-生活排水対策に関する啓発 | | | | | | | | |
| 啓発物品配布等による生活排水対策に関する啓発活動の実施《環境啓発活動事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| 「生活排水対策推進協議会」による排水の汚濁負荷低減のための啓発活動の実施《生活排水対策推進協議会事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| C-事業所排水による水質汚濁の防止 | | | | | | | | |
| * 事業場での排水調査の実施による公害防止の監視指導《事業場調査事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| 水質環境調査の実施《水質環境調査事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| 3)有害化学物質への対応 | | | | | | | | |
| A-有害化学物質による地下水汚染への対策 | | | | | | | | |
| * 地下水調査の実施《水質環境調査事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| * 事業場での地下水調査、土壌調査の実施による公害防止の監視指導《事業場調査事業》 | | | | | | ↑ | 環境部 | 環境課 |
| B-ダイオキシン類等の対策 | | | | | | | | |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | H21 | 担当部署 | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------|----|------|------|-------|-------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
| 施策の内容 | | 以降 | | 重点事業 | | 課室名 | |
| 事業内容《事業名》 | | | | | | 部名 | |
| * | 大気におけるダイオキシン類調査の実施《大気環境調査事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| * | 公共用水域におけるダイオキシン類調査の実施《水質環境調査事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| 4) 騒音・振動及び悪臭の対策 | | | | | | | |
| A- 事業所に対する騒音、振動対策 | | | | | | | |
| * | 事業場での騒音・振動調査の実施による公害防止の監視指導《事業場調査事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| B- 環境騒音、道路交通振動への対応 | | | | | | | |
| | 環境騒音、交通振動調査の実施《騒音・振動調査事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| C- 悪臭への対応 | | | | | | | |
| * | 事業場での臭気調査の実施による公害防止の監視指導《事業場調査事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| | 県と連携した家畜ふん尿等の適正管理・リサイクルの推進《畜産振興事業》 | | | | | 農林水産部 | 農林水産課 |
| 5) 近隣公害対策 | | | | | | | |
| A- ごみの野外焼却の抑制 | | | | | | | |
| | 野焼き等の不適切な焼却に対する中止指導の実施《近隣公害対策指導事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| B- ふん害に関する取り組みの推進 | | | | | | | |
| | ペットによるふん害防止啓発の実施《畜犬登録等事業》 | | | | | 環境部 | 環境課 |
| C- 地域主導による未然防止の取り組みの推進 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 4. 歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成とやさぎある都市空間づくり | | | | | | | |
| 1) 歴史文化遺産の保護と活用 | | | | | | | |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | 担当部署 | |
|---|--|----------|----|----|----|---------|-------|
| | | 19 | 20 | 21 | 22 | 部名 | 課室名 |
| 施策テーマ | | H21重点事業 | | | | | |
| 施策の内容 | | 23以降 | | | | | |
| 事業内容《事業名》 | | 19 | 20 | 21 | 22 | | |
| A- 歴史文化的景観の保護と活用 | | | | | | | |
| 景観計画の策定と推進、行為の届出制度の運用《都市景観推進事業》 | | ↑ | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| 歴史的町並みの保存活用を目的とした生垣の維持整備に対する補助の実施《景観保全整備事業補助金》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 国、県の指定文化財の保護管理又は保存修理に対する支援の実施《文化財保存整備事業補助金》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 御城番屋敷の一般公開、長谷川邸・三井家発祥地等の特別公開の実施《歴史的建造物公開事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 原田二郎旧宅の建物及び庭園の整備《原田二郎旧宅保存整備活用事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 県指定史跡松阪城跡の保存管理計画の策定《松阪城跡保存管理計画策定事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| B- 名勝、天然記念物の保存と回復 | | | | | | | |
| * 指定天然記念物のパトロールなどによる保護の実施《天然記念物保存事業(旧:天然記念物活用事業)》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| C- 文化財の保護と活用 | | | | | | | |
| 指定史跡の管理の実施《史跡管理事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 宝塚古墳公園の保存管理《宝塚古墳公園保存管理事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 重要文化財旧松坂御城番長屋の保存計画の策定《文化財保存計画・整備事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| * 国、県の指定文化財の保護管理又は保存修理に対する支援の実施《文化財保存整備事業補助金》 | | ↑ | | | | ◎ 教育委員会 | 文化課 |
| 天白遺跡の保存整備《天白遺跡保存整備事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 文化財の説明看板の設置・修理の実施《地域文化財普及事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| * 御城番屋敷の一般公開、長谷川邸・三井家発祥地等の特別公開の実施《歴史的建造物公開事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| * 県指定史跡松阪城跡の保存管理計画の策定《松阪城跡保存管理計画策定事業》 | | ↑ | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 市指定史跡八田城山の保存整備《嬉野八田城山保存整備事業(地域づくり支援事業補助金)》 | | ↑ | | | | 嬉野地域振興局 | 地域振興課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | H21 重点事業 | 担当部署 | |
|---------------------------|---|----------|----|----|----|-------------|-------|-------|
| | | 19 | 20 | 21 | 22 | | 23以降 | 部名 |
| 施策テーマ | | | | | | | | |
| 施策の内容 | | | | | | | | |
| 事業内容《事業名》 | | | | | | | | |
| D- 生活文化や伝統文化の継承と振興 | | | | | | | | |
| | 地域の指定無形民俗文化財の保存活動への支援実施《無形民俗文化財保存活用補助金》 | | | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| | 深野和紙製法の伝統技術継承に向けた取り組みの実施《無形文化財保存活用事業》 | | | | | | 教育委員会 | 文化課 |
| 2)個性豊かな美しい景観づくりの推進 | | | | | | | | |
| A- 美しい山並みと海岸線を活かした自然景観の形成 | | | | | | | | |
| * | 自然景観に配慮した海岸の整備《海岸保全施設整備事業》 | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課 |
| * | 自然景観に配慮した海岸の整備《県単松ヶ崎漁港改良事業》 | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課 |
| B- 魅力ある農山漁村景観の形成 | | | | | | | | |
| * | 景観計画の策定と推進、行為の届出制度の運用《都市景観推進事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| | 景観法に基づく景観重要建造物の修理の実施《景観形成総合支援事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| C- 快適な都市景観の形成 | | | | | | | | |
| * | 景観計画の策定と推進、行為の届出制度の運用《都市景観推進事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| * | 景観法に基づく景観重要建造物の修理の実施《景観形成総合支援事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| | 屋外広告物に対する適切な規制・誘導の実施《屋外広告物事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| | 沿道景観整備を図るための電線類の地中化の実施《松阪駅松阪港線道路整備事業》 | | | | | | 建設部 | 土木課 |
| | 沿道景観整備を図るための電線類の地中化の実施《高町松江岩内線街路事業》 | | | | | | 建設部 | 土木課 |
| D- 「松阪らしさ」のある歴史的景観の形成 | | | | | | | | |
| * | 景観重点地区(候補)における修景整備の実施《都市景観推進事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| * | 景観法に基づく景観重要建造物の修理の実施《景観形成総合支援事業》 | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | H21 重点事業 | 担当部署 | |
|--|--|----------|----|----|----|-------------|-------|--------------|
| | | 19 | 20 | 21 | 22 | | 23以降 | 部名 |
| 施策テーマ 施策の内容 事業内容《事業名》 | | | | | | | | |
| * | 歴史的町並みの保存活用を目的とした生垣の維持整備に対する補助の実施《景観保全整備事業補助金》 | | | | ↑ | | 教育委員会 | 文化課 |
| * | 国、県、市の指定文化財の保護管理又は保存修理に対する補助の実施《文化財保存整備事業補助金》 | | | | ↑ | | 教育委員会 | 文化課 |
| E- 制度を利用した景観の形成 | | | | | | | | |
| * | 景観条例の制定、景観計画の策定及び推進、重点地区の指定に向けた取組の実施《都市景観推進事業》 | | | | ↑ | ◎ | 建設部 | 都市計画課 |
| F- 市民等との協働による景観の形成 | | | | | | | | |
| * | 良好な景観づくりに向けた市民、事業者、行政が協働できる体制の整備、市民の景観意識の高揚を目的とした啓発活動の実施《都市景観推進事業》 | | | | ↑ | | 建設部 | 都市計画課 |
| 3) 公園・緑地の整備 | | | | | | | | |
| A- 公園・緑地の整備 | | | | | | | | |
| | スポーツ・レクリエーションの拠点となる総合運動公園の整備《総合運動公園建設事業》 | | | | ↑ | ◎ | 建設部 | 土木課 |
| | 市民の憩いの場・交流の場となる公園の整備《木場公園建設事業》 | | | ↑ | | | 建設部 | 土木課 |
| | 老朽化した都市公園施設の修繕等の実施《都市公園整備事業》 | | | | ↑ | | 建設部 | 土木課 |
| B- 緑地の保全と緑化の推進 | | | | | | | | |
| | 公共施設等への苗木の配布《緑化用原材料費》 | | | | ↑ | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |
| | 緑の基本計画の策定《緑の基本計画策定事業》 | | | | ↑ | | 建設部 | 都市計画課 |
| C- 緑化意識の啓発の推進 | | | | | | | | |
| | 種子球根の配布による緑化意識の啓発の実施《都市緑化啓発事業》 | | | | ↑ | | 建設部 | 土木課 |
| 4) 公共空間におけるバリアフリー化の推進 | | | | | | | | |
| A- 交通、施設におけるバリアフリーの推進 | | | | | | | | |
| | 駅施設のバリアフリー化に対する支援の実施《交通施設バリアフリー化設備整備補助事業》 | | | ↑ | | | 建設部 | 都市計画課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | H21重点事業 | | 担当部署 | | |
|--|--|----------|----|---------|----|------|---------|---------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23以降 | 部名 | 課室名 |
| 施策の内容 事業内容《事業名》 駅前広場におけるバリアフリー化工事の実施《JR松阪駅前広場整備事業》 * 歩道のバリアフリー化工事の実施《松阪駅松阪港線道路整備事業》 * 歩道のバリアフリー化工事の実施《高町松江岩内線街路事業》 B- バリアフリーのまちづくりの推進 「松阪市民バリアフリー推進チーム」によるバリアフリー推進の実施、「交通バリアフリー基本構想」の進捗状況の点検《バリアフリーのまちづくり活動事業》 | | | | | | | 建設部 | 都市計画課 |
| | | | | | | | 建設部 | 土木課 |
| | | | | | | | 建設部 | 土木課 |
| | | | | | | | 総合政策部 | 政策課 |
| 5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全 | | | | | | | | |
| 1) ごみの減量化と再利用の促進 | | | | | | | | |
| A- ごみの減量化と再利用・再資源化の推進 | | | | | | | | |
| 嬉野管内における市民参加によるごみゼロ運動の実施《私の町うれしのを美しくする運動事業》 | | | | | | | 嬉野地域振興局 | 地域住民課 |
| 資源物の日曜受付実施による再資源化の促進《リサイクル事業》 | | | | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| 小学生用小冊子の作成、ごみ減量啓発イベントの実施、指定ごみ袋制の導入検討《ごみ減量対策事業》 | | | | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| 行政、市民、市民団体、事業者の協働によるマイバッグ持参運動の実施《マイバッグ持参運動事業》 | | | | | | | 環境部 | 環境課 |
| 三雲リサイクルセンターの運営管理《三雲リサイクル事業》 | | | | | | | 三雲地域振興局 | 地域住民課 |
| ゴミゼロ運動、氏郷まつり啓発活動、地域美化活動事業に対する支援の実施《松阪を美しくする運動推進事業補助金》 | | | | | | | 教育委員会 | いきがい学習課 |
| B- 市民、事業者のごみ減量、再資源化への取り組みの支援 | | | | | | | | |
| 資源物の集団回収活動に対する支援の実施(本庁管内)《資源物集団回収活動補助金》 | | | | | | | ◎ 環境部 | 資源循環推進課 |
| 資源物の集団回収活動に対する支援の実施(嬉野管内)《資源物集団回収活動補助金》 | | | | | | | 嬉野地域振興局 | 地域住民課 |
| 資源物の集団回収活動に対する支援の実施(三雲管内)《資源物集団回収活動補助金》 | | | | | | | 三雲地域振興局 | 地域住民課 |
| 資源物の集団回収活動に対する支援の実施(飯南管内)《資源物集団回収活動補助金》 | | | | | | | 飯南地域振興局 | 地域住民課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | 担当部署 | |
|---------------------|---|----------|----|----|----|---------|---------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 部名 | 課室名 |
| 施策の内容 | | 以降 | | | | | |
| 事業内容《事業名》 | | 23 | | | | | |
| | 資源物の集団回収活動に対する支援の実施(飯高管内)《資源物集団回収活動補助金》 | ↑ | | | | 飯高地域振興局 | 地域住民課 |
| | 大型生ごみ処理機による生ごみ堆肥化の実施(中川南地区)《嬉野地区リサイクル事業》 | ↑ | | | | 嬉野地域振興局 | 地域住民課 |
| | 生ごみ堆肥化の実施(飯南地区)《飯南地区リサイクル事業》 | ↑ | | | | 飯南地域振興局 | 地域住民課 |
| | 大型生ごみ処理機による生ごみ堆肥化の実施(飯高地区)《飯高地区リサイクル事業》 | ↑ | | | | 飯高地域振興局 | 地域住民課 |
| | 工場見学や出前講座等による生ごみの発生抑制・適正な分別等の啓発活動の実施《広報啓発事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| * | 資源物の日曜受付実施による再資源化の促進《リサイクル事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| * | 小学生用小冊子の作成、生ごみ減量啓発イベントの実施、指定生ごみ袋の導入検討《生ごみ減量対策事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| | 補助制度による生ごみ処理機の普及促進《生ごみ処理機購入補助金》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| | 市内全域のごみ処理の一元化、循環型社会形成推進(3Rの推進)等に対応したごみ処理施設の整備《ごみ処理基盤施設建設事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| | 3R推進啓発施設の整備《リサイクルセンター建設事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| 2) 環境産業の育成 | | | | | | | |
| A- 環境産業の誘致・集積 | | | | | | | |
| | 環境関連産業の誘致の推進《企業誘致推進事業》 | ↑ | | | | 商工観光部 | 企業立地推進室 |
| 3) ごみの適正処理 | | | | | | | |
| A- ごみ処理施設の計画的な整備の推進 | | | | | | | |
| | 第一清掃工場の適切な維持管理《不燃物処理事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 清掃事業課 |
| | 第二清掃工場の適切な維持管理《焼却事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 清掃事業課 |
| | 最終処分場の適切な維持管理《最終処分場事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 清掃事業課 |
| * | 市内全域のごみ処理の一元化、循環型社会形成推進(3Rの推進)等に対応したごみ処理施設の整備《ごみ処理基盤施設建設事業》 | ↑ | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | H21重点事業 | 担当部署 | | | |
|--|--|----------|----|---------|------|------|--------------------|----------------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23以降 | 部名 | 課室名 |
| 施策の内容 事業内容《事業名》 * 容器包装リサイクル法等に対応したリサイクルセンターの整備《リサイクルセンター建設事業》 | | | | | | | 環境部 | 資源循環推進課 |
| B- ごみの収集業務の円滑化 ごみ収集業務の円滑的な実施《塵芥収集事業》 | | | | | | | 環境部 | 清掃事業課 |
| C- ごみの不法投棄の防止 嬉野自治会連合会等が実施する不法投棄パトロールへの支援《自治会連合会不法投棄パトロール事業》 * 嬉野管内における市民参加によるごみゼロ運動の実施《私の町うれしのを美しくする運動事業》 | | | | | | | 嬉野地域振興局 嬉野地域振興局 | 地域振興課 地域住民課 |
| 4) 省エネルギー・新エネルギーの推進 A- 家庭における省エネルギーへの取り組みの促進 * 広報、ホームページ等での省エネルギーに関する行動事例の紹介《広報啓発事業》 B- 率先した省エネルギーへの取り組み 環境マネジメントシステムに基づく率先した省エネルギーの取り組みの実施《環境マネジメントシステム運用事業》 C- 身近な新エネルギーの普及・啓発 補助制度による住宅用太陽光発電システムの普及促進《家庭用新エネルギー設備設置支援事業》 | | | | | | | 環境部 | 環境課 |
| D- 地域資源を活用した新エネルギーの創造 * 木質バイオマス熱供給施設の整備に対する支援の実施《木質バイオマス推進事業》 | | | | | | | 環境部 | 環境課 |
| E- 率先した新エネルギー導入への取り組み ※太陽光発電設備について、H21予算計上見送りとなった 地域新エネルギービジョンの策定《地域新エネルギービジョン策定事業》 公共施設への太陽光発電設備の設置検討《中学校等給食センター建設事業》 | | | | | | | 環境部 | 環境課 |
| 5) 地球温暖化の防止 | | | | | | | 農林水産部 | 農林水産課(林業振興室) |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | 担当部署 | |
|--|--|----------|----|----|----|-------|-------|
| 施策テーマ | | 19 | 20 | 21 | 22 | 部名 | 課室名 |
| 事業内容《事業名》 | | 23以降 | | | | | |
| A- 二酸化炭素の排出削減に向けた総合的な取り組みの推進 | | | | | | | |
| * 地域新エネルギービジョンの策定 《地域新エネルギービジョン策定事業》 | | ↑ | | | | 環境部 | 環境課 |
| B- 二酸化炭素の排出削減に向けた率先取り組みの推進 | | | | | | | |
| * 「大阪市地球温暖化対策率先計画」に基づく市の事務事業における二酸化炭素排出削減に向けた取組の実施 《環境マネジメントシステム運用事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| C- 二酸化炭素の排出量削減に向けた仕組みの構築 | | | | | | | |
| * 行政、市民、市民団体、事業者の協働による二酸化炭素排出量の削減に向けた仕組みづくりの検討 《環境パートナーシップ会議事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| * 行政、市民、市民団体、事業者の協働によるマイバッグ持参運動の実施、レジ袋収益金を活用した緑のカーテン苗の配布 《マイバッグ持参運動事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| 6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり | | | | | | | |
| 1) パートナーシップの仕組みづくり | | | | | | | |
| A- 環境保全に向け各主体が協働できる体制の整備 | | | | | | | |
| * 行政、市民、市民団体、事業者の協働による「大阪市環境パートナーシップ会議」の設置及び推進 《環境パートナーシップ会議事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| * 行政、市民、市民団体、事業者の協働によるマイバッグ持参運動の実施 《マイバッグ持参運動事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| B- 環境に関する情報提供の充実 | | | | | | | |
| * 環境報告書の作成、広報、ケーブルテレビ、ホームページ等による環境情報の提供 《広報啓発事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| 2) 環境教育・環境学習の推進 | | | | | | | |
| A- 環境教育・環境学習機会の充実 | | | | | | | |
| 小中学校における総合的な学習の時間等での環境学習の実施 《特色ある学校づくり推進事業》 | | | | ↑ | | 教育委員会 | 学校支援課 |
| 幼稚園、小中学校における学校版環境ISOによる環境教育の実施 《学校エコチャレンジ事業》 | | | | ↑ | | 教育委員会 | 学校支援課 |
| 幼稚園、小中学校における「学校環境デー(6月5日)」を中心とした環境保全の取組の実施 《学校環境デー事業》 | | | | ↑ | | 教育委員会 | 学校支援課 |

| 基本目標 | | 事業スケジュール | | | | H21重点事業 | 担当部署 | |
|----------------|--|----------|----|----|------|---------|-------|---------|
| | | 19 | 20 | 21 | 22以降 | | 部名 | 課室名 |
| 施策テーマ | | | | | | | | |
| 施策の内容 | | | | | | | | |
| 事業内容《事業名》 | | | | | | | | |
| | 公民館講座等における環境学習の機会の提供《生涯学習振興事業》 | | | | ↑ | | 教育委員会 | いさがい学習課 |
| * | 市職員への環境意識啓発の実施《環境マネジメントシステム運用事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |
| B-人材の育成及び体制の整備 | | | | | | | | |
| * | 地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成に向けた体制の整備《環境パートナーシップ会議事業》 | | | | ↑ | | 環境部 | 環境課 |

第3章 重点事業の実施状況

平成21年度重点事業及び事業目標及び実績一覧

| 施策テーマ | 重点事業名 | 平成21年度 における事業目標 | 平成21年度 実績 | 担当部署 |
|---|---------------------------|---|-------------------------------------|------------------------|
| 【基本目標】1. 健全な水循環の回復と維持 | | | | |
| 森林の保全と 林業の活性化 | ①地域材活用学 校環境整備事業 | 学校施設における地域材の 利用を促進する | 5学年分完了 目標達成 | 教育委員会 教育総務課 |
| | ②森林再生CO2吸 収量確保対策事 業 | 環境林における間伐を実施 する (施業実施面積:130ha) | 施業実施面積 149.42ha 目標達成 | 農林水産部 農林水産課 |
| | ③森林環境創造 事業 | 環境林における間伐を実施 する (施業実施面積:121ha) | 施業実施面積 127.49ha 目標達成 | 農林水産部 農林水産課 |
| 【基本目標】3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防 | | | | |
| 大気汚染の防 止 | ④市街地循環バ ス運行事業 | 鈴の音バスの利用者を増 やす (年間利用者数:85,000人) | 年間利用者数 80,469人 目標未達成 | 商工観光部 商工観光課 |
| 水質汚濁の防 止 | ⑤関連公共下水 道事業 | 本庁管内の下水道接続件 数を650件以上とする | 接続件数 759件 目標達成 | 上下水道部 上下水道総務課 |
| | ⑥関連公共下水 道事業 | 嬉野管内の下水道接続件 数を200件以上とする | 接続件数 245件 目標達成 | 上下水道部 嬉野上下水道事 務所 |
| | ⑦特定環境保全 公共下水道事業 | 三雲管内の下水道接続件 数を100件以上とする | 接続件数 167件 目標達成 | 上下水道部 三雲上下水道事 務所 |
| | ⑧浄化槽設置促 進事業 | 合併処理浄化槽設置の一 部補助を行う(補助基数: 400基) | 補助基数 404基 目標達成 | 環境部 環境課 |
| | ⑨浄化槽市町村 整備事業 | 飯南・飯高管内の合併処理 浄化槽の設置を進める(設 置基数:50基) | 設置基数 56基 目標達成 | 飯南地域振興局 地域整備課 |
| 【基本目標】4. 歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成とやすらぎある都市空間づくり | | | | |
| 歴史文化遺産 の保護と活用 | ⑩文化財保存整 備事業補助金 | 重要文化財建造物御城番 屋敷の保存整備に対する 補助を行う(保存整備内容: 西棟の修理) | 西棟の修理、東棟 の一部解体の工事 を実施 目標達成 | 教育委員会 文化課 |

| 施策テーマ | 重点事業名 | 平成21年度 における事業目標 | 平成21年度 実績 | 担当部署 |
|------------------------------|--------------------|--|---|----------------|
| 個性豊かな美しい景観づくりの推進 | ⑪都市景観推進事業 | 景観計画の進行管理を行う | 景観計画の進行管理 目標達成 | 建設部 都市計画課 |
| | | 行為の届出制度の運用をする | 行為の届出制度の運用 目標達成 | |
| | | 重点地区(候補)の修景整備を推進する | 本町地区街道整備工事の実施 目標達成 | |
| 公園・緑地の整備 | ⑫総合運動公園建設事業 | 総合運動公園の整備を進める (雨水排水L=850m・汚水排水L=430m 給水管 L=600m・園路工・路面排水工L=640m) | 雨水排水L=850m・園路・路面排水工L=610m・擁壁工L=120m・法面保護工A=2,400㎡完了 目標達成 | 建設部 土木課 |
| 【基本目標】5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全 | | | | |
| ごみの減量化と再利用の促進 | ⑬資源物集団回収活動補助金 | 本庁管内における集団回収量を2,800トン以上とする | 3,837トン 目標達成 | 環境部 資源循環推進課 |
| 省エネルギー・新エネルギーの推進 | ⑭家庭用新エネルギー設備設置支援事業 | 住宅用太陽光発電システム設置の一部補助を行う(補助対象件数:80件) | 補助対象件数55件 目標未達成 | 環境部 環境課 |
| 地球温暖化の防止 | ⑮環境マネジメントシステム運用事業 | 市有施設における温室効果ガス排出量を平成17年度実績比3%以上削減する | 平成17年度比4.7%削減 目標達成 | 環境部 環境課 |
| 【基本目標】6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり | | | | |
| パートナーシップの仕組みづくり | ⑯環境パートナーシップ会議事業 | パートナーシップ会議への参加者数増などを支援する | 参加者数増などの支援 目標達成 | 環境部 環境課 |
| 環境教育・環境学習の推進 | ⑰学校エコチャレンジ事業 | 学校環境ISOの認定校の更新を25校行う | 17校更新・22園新規 目標達成 | 教育委員会 学校支援課 |

重点事業 1 地域材活用学校環境整備事業

【教育委員会事務局教育総務課】

基本目標 1. 健全な水循環の回復と維持

施策テーマ……森林の保全と林業の活性化

【事業概要】

市内小学校に対し、木に親しむ環境づくりと地場産業の活性化を目的に、地域材を利用した木製の机・椅子を導入整備する。

【平成 21 年度の事業目標】

学校施設における地域材の利用を促進する

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

当事業は平成 18 年度より開始し、市内の小学校全児童数約 9,000 組を目標に整備を行っている。本年度も地元森林組合と契約し 1 学年分 1,500 組を導入した。これにより対象の 83.3% (5 学年分) が整備完了した。次年度 1,500 組で完了する。

【事業に関する問題点・改善案等】

特になし

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 目 標 | 4 学年分完了 | 5 学年分完了 | 6 学年分完了 |
| 実 績 | 4 学年分完了 | 5 学年分完了 | |



重点事業 2

森林再生 CO₂ 吸収量確保対策事業

【農林水産部農林水産課】

基本目標 1. 健全な水循環の回復と維持

施策テーマ……森林の保全と林業の活性化

【事業概要】

森林所有者から森林組合等の認定事業体に 20 年間管理委託された森林（環境林・水土保全林）を公共財として位置付け、認定林業事業体が策定する環境林整備計画に基づいて、下草や広葉樹の導入を目的とした間伐を継続的に実施することで、森林のもつ多様な公益的機能の高度発揮を目的として実施する公共事業。

- ・平成 21 年度事業内容：間伐 129.96ha
(本庁管内 58.95ha／飯高管内 71.01ha)

【平成 21 年度の事業目標】

環境林における間伐を実施する（施業実施面積：130ha）

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

補助金の内示が遅れたため、発注時期がずれ込んだが、現場対応がスムーズに運んだことから年度内完成ができた。また、当初予定していた間伐 129.96ha は最終出来高により精査したところ 149.42ha の間伐が実施できた。

【事業に関する問題点・改善案等】

国庫補助事業で対応している事業である為、国からの内示が遅れると発注への影響が出てくるので、今後関係機関と十分な打合せを行なっていくことが必要である。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|--------------------|--------------------|-----------------|
| 目 標 | 施業実施面積 128ha | 施業実施面積 130ha | 施業実施面積 161ha |
| 実 績 | 施業実施面積 176.78ha | 施業実施面積 149.42ha | |



重点事業 3 森林環境創造事業

【農林水産部農林水産課】

基本目標 1. 健全な水循環の回復と維持

施策テーマ……森林の保全と林業の活性化

【事業概要】

森林所有者から森林組合等の認定事業体に 20 年間管理委託された森林（環境林・水土保全林）を公共財として位置づけ、認定林業事業体が策定する環境林整備計画に基づいて、下草や広葉樹の導入を目的とした間伐を継続的に実施することで、森林のもつ多様な公益的機能の高度発揮を目的として実施する公共事業。

・平成 21 年度事業内容

間伐 104.90ha（本庁管内 48.60ha／嬉野管内 4.03ha／飯南管内 12.80ha／飯高管内 39.47ha）
 受光伐 1.89ha（飯高管内 1.89ha）
 下刈り 14.12ha（飯南管内 11.38ha、飯高管内 2.74ha）

【平成 21 年度の事業目標】

環境林における間伐を実施する（施業実施面積：121ha）

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

補助金の交付決定が遅れたため、発注時期がずれ込んだが、現場対応がスムーズに運んだことから年度内に完成ができた。間伐 104.90ha は最終出来高により精査したところ 113.95ha の間伐が実施できた。また、受光伐 2.16ha、下刈り 11.38ha を実施し、環境目標の施業実施面積 121ha を上回る 127.49ha の施業をすることができた。



【事業に関する問題点・改善案等】

県補助事業で対応している事業である為、県からの交付決定が遅れると発注への影響が出てくるので、今後関係機関と十分打合せを行っていく必要がある。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|--------------------|--------------------|-----------------|
| 目 標 | 施業実施面積 86ha | 施業実施面積 121ha | 施業実施面積 180ha |
| 実 績 | 施業実施面積 108.18ha | 施業実施面積 127.49ha | |

重点事業 4 市街地循環バス運行事業

【商工観光部商工観光課】

基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

施策テーマ……大気汚染の防止

【事業概要】

市街地循環バスを運行することで、中心市街地の交流活動の活発化、市街地商店街等の活性化が図れ、市民の交通利便性の向上を図ることで、高齢者や障害者などの方に対して買物・通院等の移手段の確保、地域間における市民のコミュニケーションを促進するとともに、市全体の公共交通体系の形成を行う。

【平成 21 年度の事業目標】

鈴の音バスの利用者を増やす（年間利用者数：85,000 人）

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標未達成

商店街のイベントなどと連携を行ったり、鉄道や他バスとの時刻表の整合を行ったりと、できるかぎりの利用者拡大に努めてきているが、リーマンショックに端を発したといわれる経済不況や新型インフルエンザの感染拡大の影響等により、人の交流活動が低迷したと思われる。平成 21 年度の鈴の音バスの利用者数は 80,469 人とどまり、環境目標を達成できなかった。



【事業に関する問題点・改善案等】

このような厳しい社会環境のなか、交通システムのホームページの改訂や携帯版時刻表の発行などによりバスの利用者への情報発信を積極的に行い、バスの利用促進を積極的に行い利用者の増につなげていきたい。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 目 標 | 年間利用者数 91,200 人 | 年間利用者数 85,000 人 | 年間利用者数 80,000 人 |
| 実 績 | 年間利用者数 86,612 人 | 年間利用者数 80,469 人 | |

重点事業 5 関連公共下水道事業

【上下水道部上下水道総務課】

基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

施策テーマ……水質汚濁の防止

【事業概要】

水質汚濁防止対策として、公共下水道への接続の啓発を行い、生活排水対策に努める。特に、20年度から水洗化補助金等制度の改正を行ったことのPRを含め、市民の接続意識の向上を図り、下水道の普及を促進する。

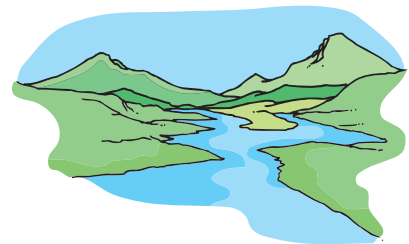
事業の実施内容としては、①広報等による啓発、②地元説明会の実施、③地元各戸の訪問により、目標の達成を図る予定である。

なお、下水道接続件数は、前年度の整備面積、及び供用開始区域の戸数等の状況により変動するが、今年度は650件を目標数値とする。

参考・・・平成21年度供用区域面積 69.1ha
供用開始区域の戸数 1,591戸

【平成21年度の事業目標】

本庁管内の下水道接続件数を650件以上とする



【平成21年度の事業実施結果】 目標達成

広報まつさかやホームページをリニューアルし、接続を呼びかける記事や低所得者対策の内容を掲載し啓発に努めた。また、地元説明会において接続に関する相談業務を行うとともに、シルバー人材センターに委託して未接続世帯への戸別訪問を実施した。

こうした取組の結果、平成21年度末での管内接続件数は759件となり、当初の計画件数を達成することができた。接続件数は、整備状況に伴い、その年度の供用戸数により変動も生じるが、平成22年度以降も目標が達成できるよう努力していく。

【事業に関する問題点・改善案等】

対象となる市民の方々に対しては、環境面や衛生面での下水道の必要性を説明しているが、未接続理由の主なものとして、接続工事費用にかかる資金不足を言われている。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 目 標 | 接続件数 700件 | 接続件数 650件 | 接続件数 600件 |
| 実 績 | 接続件数 840件 | 接続件数 759件 | |

重点事業 6 関連公共下水道事業

【上下水道部嬉野上下水道事務所】

基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

施策テーマ……水質汚濁の防止

【事業概要】

嬉野管内における水洗化の促進活動

- ・新たに供用開始する区域の居住者等に対し、広報等によりその区域と時期の周知を図る。
- ・地元説明会を開催し、宅内排水設備への内容・手続等の周知に努める。
- ・未接続世帯を戸別訪問し、下水道への早期接続を促す。

【平成 21 年度の事業目標】

嬉野管内の下水道接続件数を 200 件以上とする

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

4 月広報において供用開始区域と時期について周知し、6 月に工事説明会を実施した。3 月には未接続世帯を戸別訪問し、早期接続を依頼して回った。また、9 月 10 日（下水道の日）に先立ち、9 月 6 日に 2 箇所にて下水道の PR を行った。

こうした取組の結果、年度内の管内接続件数が 245 件となり、目標を達成した。



【事業に関する問題点・改善案等】

平成 21 年度末水洗化率（世帯）が 89.1%であり、1 割強の未接続があることから、水洗化率向上のため今後とも水洗化促進活動を継続していく。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 目 標 | 接続件数 250 件 | 接続件数 200 件 | 接続件数 170 件 |
| 実 績 | 接続件数 378 件 | 接続件数 245 件 | |

重点事業 7 特定環境保全公共下水道事業

【上下水道部三雲上下水道事務所】

基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

施策テーマ……水質汚濁の防止

【事業概要】

三雲管内における平成 20 年度末水洗化世帯数 1,880 世帯に平成 21 年度下水道接続件数を 100 件以上の目標とし、平成 21 年度末の水洗化世帯数を 1,980 世帯以上とする。

【平成 21 年度の事業目標】

三雲管内の下水道接続件数を 100 件以上とする

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

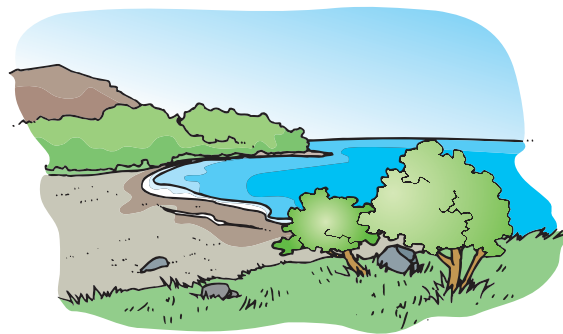
4 月広報で供用開始区域及び排水設備工事について掲載し、市民に啓発を行った。7 月には工事説明会を実施、10 月～11 月にかけて供用開始から 1 年経過した 343 世帯に対し個別訪問を実施し、公共下水道への接続をお願いした。

こうした取組の結果、平成 21 年度の三雲管内での下水道接続件数は 167 件で、21 年度末の水洗化世帯数は 2047 件となり今年度の目標を達成することができた。

【事業に関する問題点・改善案等】

なし

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 目 標 | 接続件数 150 件 | 接続件数 100 件 | 接続件数 100 件 |
| 実 績 | 接続件数 215 件 | 接続件数 167 件 | |



重点事業 8 浄化槽設置促進事業

【環境部環境課】

基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

施策テーマ……水質汚濁の防止

【事業概要】

生活排水対策に向けた取組として、市内の住宅に合併浄化槽を設置しようとする方に経費の一部を補助する事業であり、広報等による周知・啓発の実施と申請の受付・補助金の交付を行う。

【平成 21 年度の事業目標】

合併処理浄化槽設置の一部補助を行う（補助基数：400基）

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

広報まつさかにて浄化槽設置の周知・啓発を行ってきた。年間目標の補助基数400基に対し、年度末までに404基の補助を行い、目標を達成した。

【事業に関する問題点・改善案等】

なし

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 目 標 | 補助基数 400 件 | 補助基数 400 件 | 補助基数 400 基 |
| 実 績 | 補助基数 407 基 | 補助基数 404 基 | |



重点事業 9

浄化槽市町村整備事業

【飯南地域振興局地域整備課】

基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防

施策テーマ……水質汚濁の防止

【事業概要】

飯南・飯高管内における生活排水処理施設として合併浄化槽の整備を進める。

5人槽高度処理型浄化槽 (35基)

7人槽高度処理型浄化槽 (15基)

【平成21年度の事業目標】

飯南・飯高管内の合併処理浄化槽の設置を進める（設置基数：50基）

【平成21年度の事業実施結果】 目標達成

この事業は、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位とし浄化槽の計画的な整備を図るため、国の補助を受け市が設置主体となり浄化槽を整備する事業で、飯南地域が平成8年度、飯高地域が平成10年度からそれぞれ行っている。

平成21年度の実績は、5人槽30基 25,559,100円／7人槽19基 19,866,000円／10人槽6基 6,828,150円／14人槽1基 2,870,700円となっている。

本事業による整備基数は、平成22年3月末日現在1,632基で、以前の合併処理設置整備事業分226基を合わせると1,858基となり、飯南・飯高管内の世帯数3,942戸で割った整備率は、47.1%となっている。

【事業に関する問題点・改善案等】

平成17年の市町村合併により、市民の都市的生活環境への欲求はますます高まり、水洗化戸数は年々増加している。しかし、これまでの整備事業により合併処理浄化槽の利用人口は増加しているものの、その整備基数は年々減少の傾向にあり、依然として半数を超える家庭では生活排水の適正な処理が行なわれていないのが現状である。

原因としては、単独浄化槽の利用によるものや、老夫婦のみの世帯で改築してまで浄化槽を設置されないもの、また、トイレの改修や配管に費用を要することなどが挙げられる。

今後、更なる啓発等を行ない、住民意識の高揚を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 目標 | 設置基数 50 基 | 設置基数 50 基 | 設置基数 50 基 |
| 実績 | 設置基数 65 基 | 設置基数 56 基 | |

重点事業 10 文化財保存整備事業補助金

【教育委員会事務局文化課】

基本目標 4. 歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成とやすらぎある都市空間づくり

施策テーマ……歴史文化遺産の保護と活用

【事業概要】

国、県、市の指定文化財の保護管理又は保存修理に対し、経費の一部を補助する。
・重要文化財旧松坂御城番長屋修理補助金

【平成 21 年度の事業目標】

重要文化財建造物御城番屋敷の保存整備に対する補助を行う
(保存整備内容：西棟の修理)

【平成 21 年度の事業実施結果】

目標達成

平成 20 年度～22 年度の 3 カ年計画で実施する重要文化財御城番屋敷の修理に対して、経費の一部を補助する。平成 20 年度は西棟の屋根全面葺き替え、構造補強等を実施した。21 年度は西棟の修理と東棟の一部解体の工事を行った。その工事に対しての補助金交付申請書を受付、補助金交付決定通知書を交付、実績報告書が提出された後、現場確認を行い、補助金を支払っている。22 年度は東棟の修理を行う。



【事業に関する問題点・改善案等】

まだ、工事期間中であるが、修理工事により歴史文化遺産の保護に努めるとともに、歴史文化薫る魅力ある都市景観の形成につながっていく。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------------------|---------------------|----------|
| 目 標 | 西棟の修理 | 西棟の修理 | 東棟の修理 |
| 実 績 | 西棟の屋根全面葺き替え、構造補強等を実施 | 西棟の修理、東棟の一部解体の工事を実施 | |

重点事業 11 都市景観推進事業

【建設部都市計画課】

基本目標 4. 歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成とやすらぎある都市空間づくり

施策テーマ……個性豊かな美しい景観づくりの推進

《景観計画》

【事業概要】

景観計画の策定や変更、及び景観重要建造物、樹木の指定、届出があった建築物等が周辺の景観と調和しているかなどを審議する。景観重点地区候補へ、景観の重点地区制度等の説明及び啓発を行う。

【平成 21 年度の事業目標】

景観計画の進行管理を行う

【平成 21 年度の事業実施結果】 **目標達成**

今年度は、景観審議会を計 3 回行い、良好な景観の形成に必要な事項を審議した。

届出制度については周知を図るために、ホームページでも啓発を行った。

景観重点地区の指定については、現在も地元と協議を行っており、助成制度を設けることが今後の課題である。

【事業に関する問題点・改善案等】

景観重点地区の指定について、助成制度を設けることになると、予算が必要であり、補助金などの制度も含めて検討する必要がある。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------|-----------|----------|
| 目 標 | 景観計画の策定 | 景観計画の進行管理 | — |
| 実 績 | 景観計画の策定 | 景観計画の進行管理 | |

《行為の届出制度》

【事業概要】

景観計画の策定や変更、及び景観重要建造物、樹木の指定、届出あった建築物等が周辺の景観と調和しているかなどを審議する。景観計画・景観条例に伴う届出制度の受付体制を充実する。

【平成 21 年度の事業目標】

行為の届出制度の運用をする

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

3月に第3回松阪市景観審議会を開催し、景観計画、景観条例に伴う行為の届出実績等について審議を行った。

今年度は、計3回の景観審議会を開いたが、特に問題はなく終了した。

【事業に関する問題点・改善案等】

今後、審議が必要な案件が発生したときには、スムーズな対応が必要である。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|------------|------------|----------|
| 目 標 | 行為の届出制度の開始 | 行為の届出制度の運用 | — |
| 実 績 | 行為の届出制度の開始 | 行為の届出制度の運用 | |

《重点地区（候補）の修景整備》

【事業概要】

松阪地域交流空間整備計画に基づき鍵型道路の特徴を活かした街道整備を実施し、地域のまちづくりを進めていく。

【平成 21 年度の事業目標】

重点地区（候補）の修景整備を推進する

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

今年度の本町地区街道修景整備工事は、阪内川右岸堤防の、ガードレールを撤去し、車両用擬木防護柵を設置し、安全性と景観の向上を図った。

次年度においては、カラー舗装を行い、防護柵と調和のとれた良好な景観の仕上がりになる予定である。

【事業に関する問題点・改善案等】

擬木の防護柵は、高額なため、限られた予算では短い延長しか工事ができず、長期にわたる工事になることが問題であり、工法工種の見直しも必要である。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 目 標 | 本町地区街道修景整備工事の実施 | 本町地区街道修景整備工事の実施 | 本町地区街道修景整備工事の実施 |
| 実 績 | 本町地区街道修景整備工事の実施 | 本町地区街道修景整備工事の実施 | |

基本目標 4. 歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成とやすらぎある都市空間づくり

施策テーマ……公園・緑地の整備

【事業概要】

本公園は、市民の運動・レクリエーションに対する要望や、自然環境の大切さ、また高齢化社会へ向けての健康維持を目的とする空間等の整備を行い、芝生広場・多目的広場・展望広場・健康遊具やニュースポーツ等の遊具広場・自然環境を活かしたジョギングコースや、デイキャンプ場などの施設整備を行う。

整備範囲としては 52.5ha の区域を事業認可を受け、事業を行っているが、この内 26.5ha について平成 24 年度に一部供用開始を目指し整備を進めている。

【平成 21 年度の事業目標】

総合運動公園の整備を進める

(雨水排水 L = 850m・汚水排水 L = 430m

給水管 L = 600m・園路工・路面排水工 L = 640m)

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

今年度の環境目標である総合運動公園の整備について、雨水排水 L=850m・園路・路面排水 L=610m・法面排水 L=700m・擁壁工 L=120m・法面保護工 A=2,400 m²を行い、当初予定をしていた汚水排水 L=430m・給水管 L=600mについては平成 22 年度施工に変更を行った。

平成 24 年度に一部供用開始を目指し整備を進めているが、平成 21 年度事業は工事内容について一部変更はあったものの、工事の進捗としては目標を達成した。

【事業に関する問題点・改善案等】

平成 24 年度に一部供用開始を目指し整備を目指します。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|--|--|---|
| 目 標 | 造成盛土工 V=170,000m ³ B 調整池・C 調整池建設 事業認可区域内の 26.5ha の敷地造成完了 | 雨水排水 L=850m・汚 水排水 L=430m・給水 管 L=600m・園路工・ 路面排水工 L=640m | 整備推進(雨水汚水 排水工一式、給水電 気設備工一式、芝生 広場植栽工一式) |
| 実 績 | 造成盛土工 V=170,000m ³ B 調整池・C 調整池建設 事業認可区域内の 26.5ha の敷地造成完了 | 雨水排水 L=850m・園 路・路面排水工 L= 610m・擁壁工 L= 120m・法面保護工 A= 2,400 m ² 完了 | / |

重点事業 13 資源物集団回収活動補助金

【環境部資源循環推進課】

基本目標 5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全

施策テーマ……ごみの減量化と再利用の促進

【事業概要】

再生利用可能な資源物の集団回収活動を行い実績をあげた団体に対して、補助金を交付することにより、資源化意識の高揚と集団回収の活性化を図り、かつ、ごみの減量化と資源化を促進することにより、快適な生活環境の向上に資することを目的とする。

【平成 21 年度の事業目標】

本庁管内における集団回収量を 2, 800 トン以上とする

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

6 月の予算議決後、ホームページに補助事業に関する内容を掲載し、申請受付を開始した。

最終の補助実績として年間合計 3,837 トンであり、年度目標より 1,000 トン以上上回ったものである。今後も集団回収の継続はもとより回収量の増の啓発をすすめてまいりたい。



【事業に関する問題点・改善案等】

ごみ減量・3R等の取り組み施策をすすめる上でも、資源物集団回収活動補助金の新規登録団体数と、紙類・布類・ビン類の資源化量の増を促進していく必要がある。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|------------------|------------------|---|
| 目 標 | 2,000 トン (本庁) | 2,800 トン (本庁) | 紙類・布類 5,820 トン、 ビン類 31,800 本 (全庁) |
| 実 績 | 3,058 トン (本庁) | 3,837 トン (本庁) | |

重点事業 14

家庭用新エネルギー設備設置支援事業

【環境部環境課】

基本目標 5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全

施策テーマ……省エネルギー・新エネルギーの推進

【事業概要】

地球温暖化防止に向けた取組として、市内の住宅に家庭用新エネルギーシステムを設置しようとする方に経費の一部を補助する事業であり、広報等による周知・啓発の実施と申請の受付・補助金の交付を行う。

【平成 21 年度の事業目標】

住宅用太陽光発電システム設置の一部補助を行う（補助対象件数：80件）

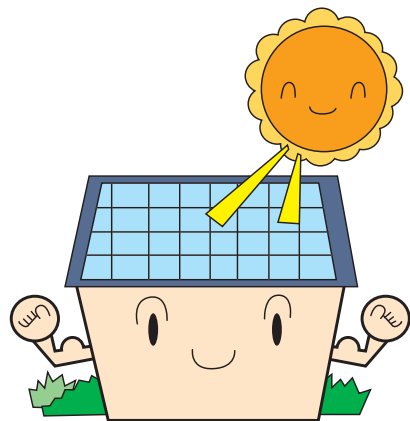
【平成 21 年度の事業実施結果】 目標未達成

実施計画を基に環境目標の補助対象件数を 80 件としたが、予算上、他の事業との兼ね合いから補助対象件数を 55 件にしぼって補助を行うことになった。

7 月広報及びホームページにおいて募集に関する周知・啓発を行い、7 月 15 日より申請の受付を開始したが、7 月 23 日で申請枠 55 件を満了した。なお、20 年度の補助対象件数は 49 件（うち 2 件は計画中止により不交付）であった。

【事業に関する問題点・改善案等】

国においては、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力など）の全量買取に関するプロジェクトチームが設けられており、全量買取制度について検討している。導入される場合、再生可能なエネルギー導入にかかる費用は、この制度によってまかなわれることになると考えられるので様々な視点からより効果的な施策を模索していく。



| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 目 標 | 補助件数 80 件 | 補助件数 80 件 | 補助件数 60 件 |
| 実 績 | 補助件数 47 件 | 補助件数 55 件 | |

重点事業 15

環境マネジメントシステム運用事業

【環境部環境課】

基本目標 5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全

施策テーマ……地球温暖化の防止

【事業概要】

「環境に配慮した事務事業活動」の確立を目指し、環境マネジメントシステムの継続的な運用促進を図る。

- ・地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき策定した「松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）」に従い、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減などの「環境に配慮した事務事業活動」を推進し、市有施設における温室効果ガス排出量を平成 23 年度までに平成 17 年度実績比 5%以上削減する。

【平成 21 年度の事業目標】

市有施設における温室効果ガス排出量を平成 17 年度実績比 3%以上削減する

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

市有施設における地球温暖化防止の取組として旧松阪市が平成 12 年度に「松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）」を定め、合併後も継続して取組んできている。職員に対しては、毎月「エコフィスニュース」を配信するとともに、個人アンケートチェックによる自己評価を行うことで環境意識の維持を図っている。7 月には、各部署の環境管理推進員に対し、地球温暖化対策に関する研修を計 4 回実施し、のべ 119 名が受講した。また、各部署においてエネルギー使用量等の把握を行うとともに、「評価シート」によりエネルギー使用量の評価・分析を行っている。

こうした取組の結果、平成 21 年度の市有施設における温室効果ガス排出量は、平成 17 年度比 4.7%削減となった。（H17…37,260 トン-CO₂、H21…35,504 トン-CO₂）

なお前年度の取組結果については、広報 1 月号及び市ホームページで公表を行った。

【事業に関する問題点・改善案等】

平成 23 年度までに平成 17 年度実績比 5%以上削減するという計画目標の達成に向かって順調に削減が進んでいるが、省エネ法の改正施行により、今後より一層のエネルギー使用の合理化が求められていくことになる。庁舎等の設備の更新時に積極的に省エネ型の機器を選択するなど、職員の自覚と努力以外の点での取組もさらに進めていく必要がある。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|---------------------|---------------------|-------------------|
| 目 標 | 平成 17 年度比 2%削減 | 平成 17 年度比 3%削減 | 平成 17 年度比 4%削減 |
| 実 績 | 平成 17 年度比 3.8%削減 | 平成 17 年度比 4.7%削減 | |

重点事業 16 環境パートナーシップ会議事業

【環境部環境課】

基本目標 6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり

施策テーマ……パートナーシップの仕組みづくり

【事業概要】

「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をめざすべき環境像として、市民・市民団体・事業者・教育機関・行政が対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携、協力して交流会・勉強会等環境にやさしい行動を実践する。

【平成 21 年度の事業目標】

パートナーシップ会議への参加者数増などを支援する

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

環境パートナーシップ会議の開催は 3 回であったが、緑のカーテン啓発としてゴーヤ、アサガオの苗 1,200 株を配布した。

7 月に CO2 削減／ライトダウンキャンペーンへの参加を行い、8 月に夏休み親子環境学習会 2 回開催、9 月 20 日にはベルファームにおいて環境フェアを開催した。

また、パートナーシップ会議の PR を環境フェアにおいても行い、1 市民、2 市民団体、2 事業者加入増となり、平成 21 年度末における会員数は、7 市民、10 市民団体（11 人）、17 事業者の計 35 名となった。



【事業に関する問題点・改善案等】

なし

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|-----------------------|------------|----------|
| 目 標 | パートナーシップ会議の設立及び交流会の開催 | 参加者数増などの支援 | 部会等の立ちあげ |
| 実 績 | パートナーシップ会議の設立 | 参加者数増などの支援 | |

重点事業 17 学校エコチャレンジ事業

【教育委員会学校支援課】

基本目標 6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり

施策テーマ……環境教育・環境学習の推進

【事業概要】

環境保全のための計画を教職員、児童、生徒が立案し、これに基づき積極的に行動、点検、見直しを行うというシステムを構築する小学校及び中学校のISO認定の更新を受けようとするもの。

- ・校内行事（縁日、文化祭）でゴミを出さない取り組み。
- ・環境への意識を高めるためのエコウォークラリーの実施。
- ・使用しない教室の消灯及び掃除、給食、歯みがきの際の節水の励行。
- ・地域住民との協働によるクリーン活動。
- ・各教室へのリサイクルボックスの設置。（紙の再利用）

【平成 21 年度の事業目標】

学校環境 ISO の認定校の更新を 25 校行う

【平成 21 年度の事業実施結果】 目標達成

「松阪市学校環境 ISO 実施要綱」の改正により、平成 21 年 4 月 1 日から幼稚園を含めた学校環境 ISO の取組みが可能となった。今年度、小中学校 50 校全てで「実施計画」が提出され、2 月には全ての小中学校より実績報告書も提出された。また、「学校環境 ISO」再申請の 17 校に加え、今年度幼稚園 22 園全てが申請することができた。これで市内幼稚園、小中学校全てが認定校となる。また、計画を基に継続的、日常的に環境教育に取り組むとともに、各校園の特色を生かした活動を取り入れ、さらに充実した取組みとなった。



【事業に関する問題点・改善案等】

今後もさらに担当者会等で、各校園での取組みを環流する機会を設けるなどし、環境教育、環境学習の充実を図りたい。

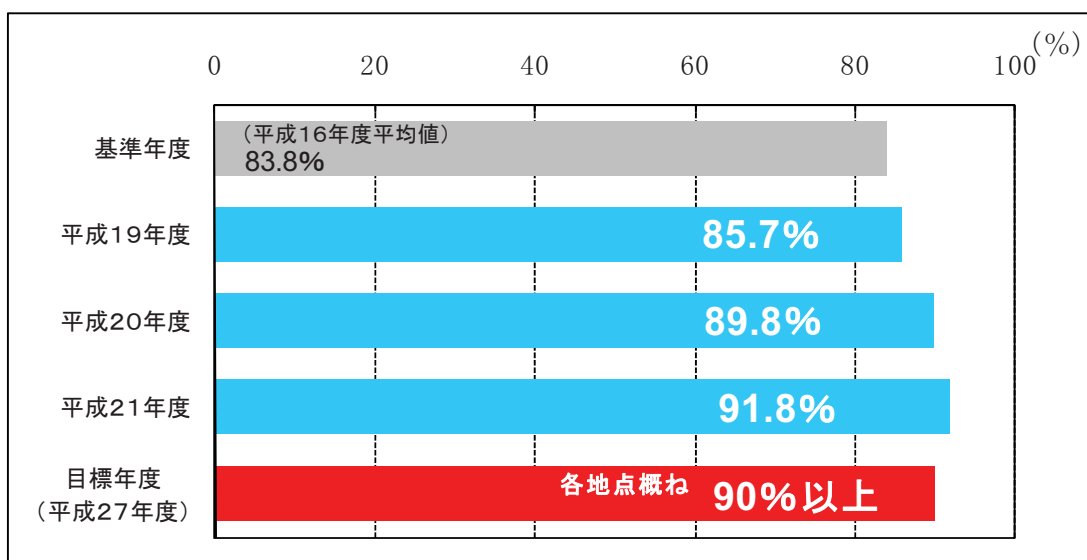
| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|-------------------|--------------------|----------|
| 目 標 | 25 校更新 | 25 校更新 | 31 校更新 |
| 実 績 | 30 校更新 ・ 3 校新規 | 17 校更新 ・ 22 園新規 | |

第4章 環境基本計画における環境目標の進捗状況

環境基本計画は、うるおいある豊かな環境に関する総合的かつ長期的な計画であると同時に、市民、市民団体、事業者、行政による共通の理念・目標の達成に向けた社会計画的性格を持つものでもあります。このことから、行政の施策計画を基本としながらも、各主体の協働による相乗的な効果を評価し共有するための、環境目標を設定しています。

平成21年度における各環境目標の進捗状況は次の通りです。

①. 川・海におけるBOD・CODの環境基準適合率



※環境基準適合率 (%) = (環境基準を満たしている日数 ÷ 総測定日数) × 100

河川におけるBOD環境基準適合状況 (平成21年度)

| 地点名 (類型) | 適合率 | 測定日数 | 適合数 | 基準値 | 測定結果範囲 |
|----------------|------|------|-----|----------|------------|
| 櫛田川 犬飼 (AA) | 100% | 6 | 6 | 1mg/L 以下 | 0.5 未満～0.8 |
| 櫛田川 神殿 (AA) | 100% | 6 | 6 | 1mg/L 以下 | 0.5 未満～0.5 |
| 櫛田川 栢川潜水橋 (AA) | 100% | 6 | 6 | 1mg/L 以下 | 0.5 未満 |
| 櫛田川 深野潜水橋 (AA) | 100% | 6 | 6 | 1mg/L 以下 | 0.5 未満～0.5 |
| 櫛田川 法田井堰 (A) | 100% | 6 | 6 | 2mg/L 以下 | 0.5 未満～0.8 |
| 櫛田川 松名瀬橋 (A) | 100% | 6 | 6 | 2mg/L 以下 | 0.5 未満 |
| 阪内川 宮橋 (A) | 100% | 6 | 6 | 2mg/L 以下 | 0.5 未満 |
| 阪内川 五曲橋 (B) | 100% | 6 | 6 | 3mg/L 以下 | 0.5 未満～1.1 |
| 阪内川 狷師橋 (B) | 100% | 6 | 6 | 3mg/L 以下 | 0.5 未満～1.0 |
| 金剛川 焼橋 (D) | 100% | 6 | 6 | 8mg/L 以下 | 1.2～2.5 |
| 金剛川 金剛橋 (D) | 100% | 6 | 6 | 8mg/L 以下 | 1.4～5.6 |
| 中村川 小原中組橋 (AA) | 100% | 6 | 6 | 1mg/L 以下 | 0.5 未満～0.5 |
| 中村川 宮野橋 (AA) | 100% | 6 | 6 | 1mg/L 以下 | 0.5 未満 |
| 計 | 100% | 78 | 78 | — | — |

海域におけるCOD環境基準適合状況（平成21年度）

| 地点名（類型） | 適合率 | 測定日数 | 適合数 | 基準値 | 測定結果範囲 |
|------------------|-------|------|-----|----------|---------|
| 松名瀬橋松世崎地先 1,000m | 50% | 4 | 2 | 3mg/L 以下 | 1.8～3.2 |
| 松阪港沖 500m | 50% | 4 | 2 | 3mg/L 以下 | 2.1～4.0 |
| 松阪港沖 2,000m | 100% | 4 | 4 | 3mg/L 以下 | 1.7～2.8 |
| 狛師町大正新田地先 1,000m | 50% | 4 | 2 | 3mg/L 以下 | 2.2～3.9 |
| 狛師港沖 500m | 50% | 4 | 2 | 3mg/L 以下 | 2.2～3.8 |
| 計 | 60.0% | 20 | 12 | — | — |

環境基準適合率の推移

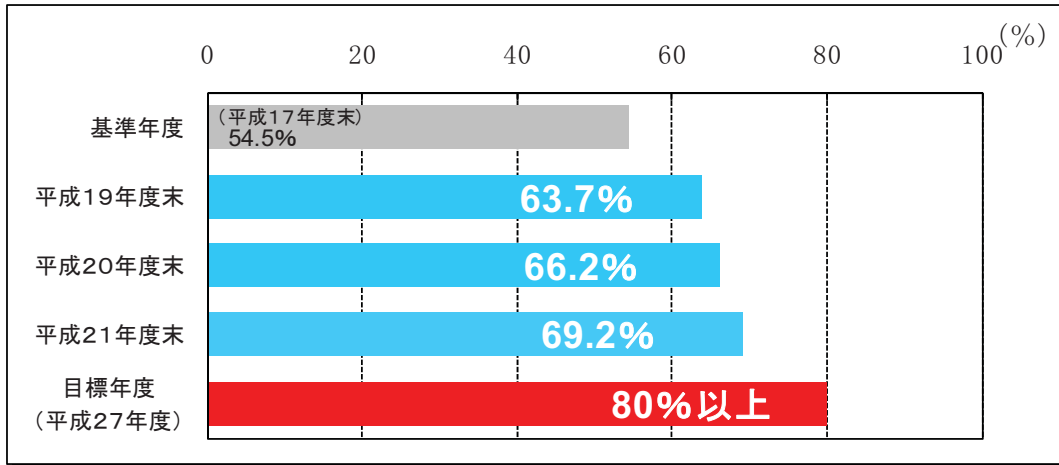
| | 環境基準適合率 | 総測定日数 | 適合数 |
|--------------|------------|-------|-----|
| 基準年度（平成16年度） | 平均83.8% | 68 | 57 |
| 平成19年度 | 平均85.7% | 98 | 84 |
| 平成20年度 | 平均89.8% | 98 | 88 |
| 平成21年度 | 平均91.8% | 98 | 90 |
| 目標年度（平成27年度） | 各地点概ね90%以上 | — | — |

BOD（生物化学的酸素要求量）…水中の有機物を微生物等が分解する際に使う酸素の量を表す数値で、この量が多いほど水中の有機物が多いことになり汚れていると判断される。

COD（化学的酸素要求量）…水中の有機物を薬品で化学的に分解させ、そのときに消費された薬品中の酸素の量で有機物の量を示す。この量が多いほど水中の有機物が多いことになり汚れていると判断される。



②. 生活排水処理施設の普及率



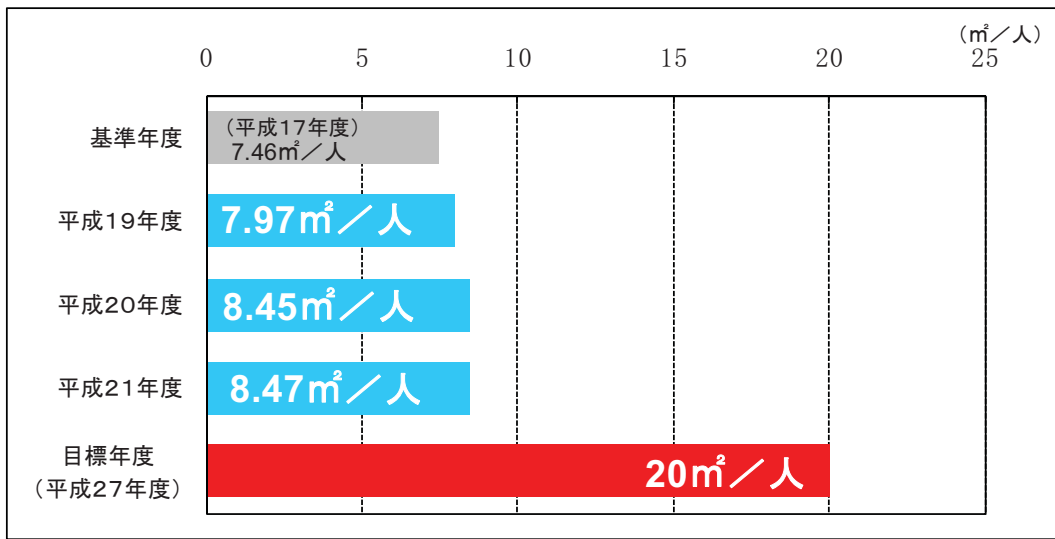
※生活排水処理施設の普及率 (%) = [生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口 (または処理人口) ÷ 基準となる総人口] × 100

生活排水処理施設における処理人口と普及率の推移

| | 生活排水処理施設の普及率 (%) | 基準となる総人口 (人) | 生活排水処理施設処理人口の合計 (人) | 公共下水道における処理人口 (人) | 農業集落排水施設による処理人口 (人) | 合併処理浄化槽による処理人口 (人) | |
|----------------|------------------|--------------|---------------------|-------------------|---------------------|--------------------|----------|
| | | | | | | 市町村設置型浄化槽 | 個別設置型浄化槽 |
| 基準年度 (平成17年度末) | 54.5 | 170,545 | 93,010 | 48,704 | 1,186 | 5,119 | 38,001 |
| 平成19年度末 | 63.7 | 171,320 | 109,085 | 60,008 | 1,150 | 5,716 | 42,211 |
| 平成20年度末 | 66.2 | 170,883 | 113,062 | 64,385 | 1,163 | 5,874 | 41,640 |
| 平成21年度末 | 69.2 | 170,843 | 118,166 | 68,082 | 1,157 | 6,050 | 42,877 |
| 目標年度 (平成27年度) | 80 | 170,000 | 135,940 | 89,900 | 2,079 | 5,200 | 38,761 |



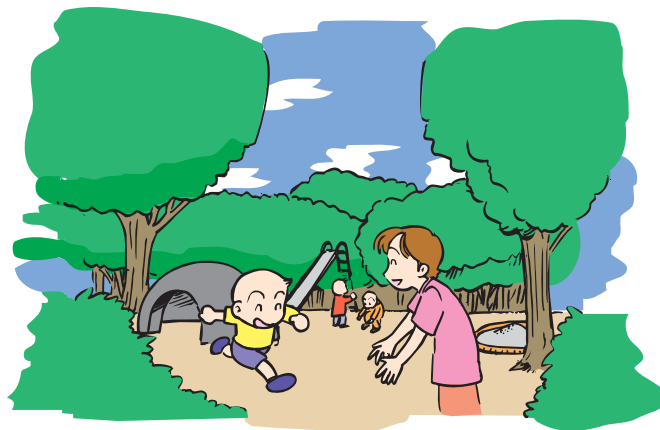
③. 1人あたりの都市公園面積



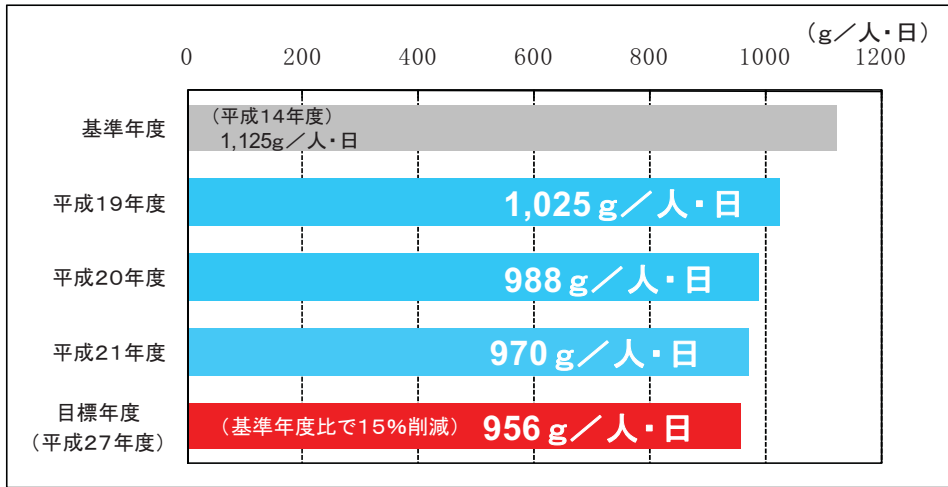
※1人あたりの都市公園面積 (m²/人) = 都市公園開設面積 ÷ 都市計画区域内人口

1人あたりの都市公園面積の推移

| 年度 | 1人あたりの都市公園面積 (m ²) | 都市計画区域内人口 (人) | 都市公園開設面積 (m ²) |
|---------------|--------------------------------|---------------|----------------------------|
| 基準年度 (平成17年度) | 7.46 | 150,665 | 1,124,690 |
| 平成19年度 | 7.97 | 153,020 | 1,219,633 |
| 平成20年度 | 8.45 | 153,699 | 1,297,994 |
| 平成21年度 | 8.47 | 153,833 | 1,303,228 |
| 目標年度 (平成27年度) | 20 | — | — |



④. 1人1日あたりのごみの排出量



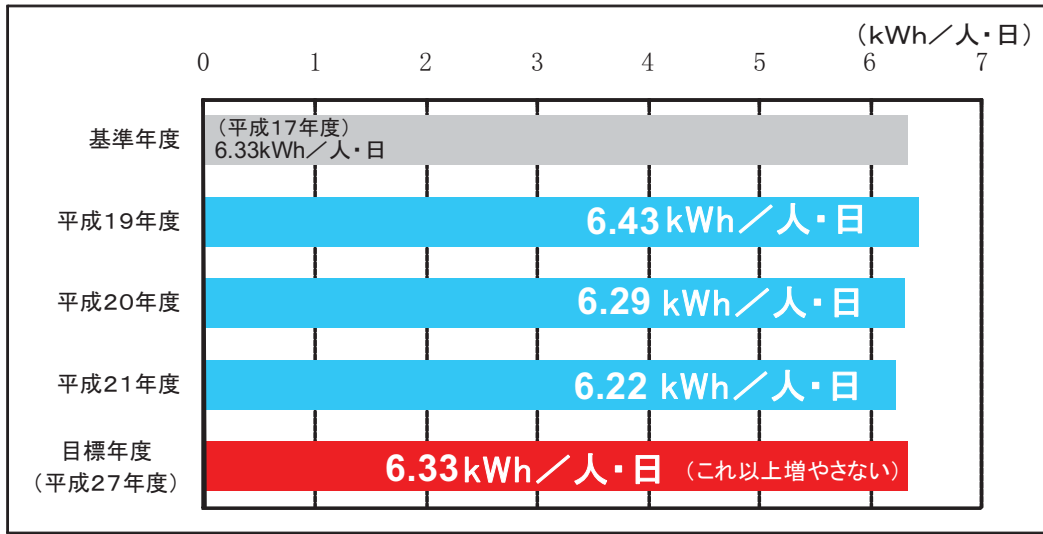
※1人1日あたりのごみの排出量 (g/人・日) = 集団回収量を除くごみの総排出量 ÷ (処理人口 × 365日)

1人1日あたりのごみの排出量の推移

| 年度 | 1人1日あたりのごみの排出量 (g/人・日) | 処理人口 (人) | ごみの総排出量 (t) |
|---------------|------------------------|----------|-------------|
| 基準年度 (平成14年度) | 1,125 | 168,635 | 69,220 |
| 平成19年度 | 1,025 | 171,320 | 64,125 |
| 平成20年度 | 988 | 170,883 | 61,628 |
| 平成21年度 | 970 | 170,843 | 60,506 |
| 目標年度 (平成27年度) | 956 (基準年度比15%削減) | — | — |



⑤. 1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量



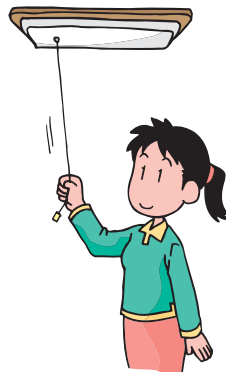
※1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量 (kWh/人・日) = 中部電力における市域の販売電力量 (電灯) ÷ (人口 × 365日)

注) 中部電力の社内規定の変更により、「松阪市環境基本計画書」作成時に提供いただいた内容 (大規模工場等の高圧電力を含まない等) での販売電力量資料を提供いただけなくなったため、資料提供可能である電灯販売電力量により目標値を算出し直しました。

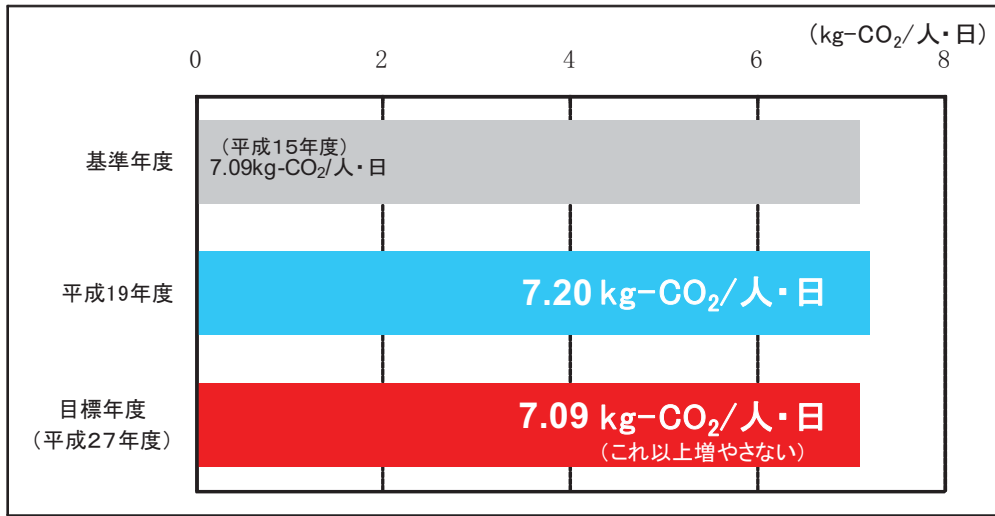
1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量の推移

| | 1人1日あたりの電気消費量 (kWh/人・日) | 人口 (人) | 電灯販売電力量 (kWh) |
|---------------|-------------------------|---------|---------------|
| 基準年度 (平成17年度) | 6.33 | 168,976 | 390,125,000 |
| 平成19年度 | 6.43 | 169,515 | 397,923,000 |
| 平成20年度 | 6.29 | 169,514 | 389,041,000 |
| 平成21年度 | 6.22 | 169,313 | 384,613,000 |
| 目標年度 (平成27年度) | 6.33 (基準年度値維持) | — | — |

資料：中部電力提供



⑥. 1人1日あたりの二酸化炭素排出量



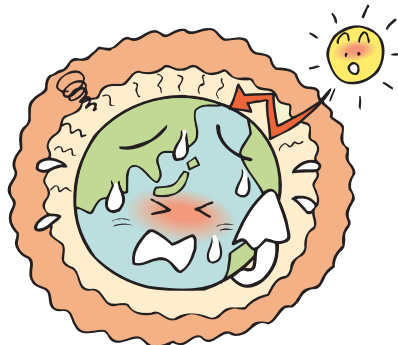
※1人1日あたりの二酸化炭素総排出量 (kg-CO₂/人・日) = 民生部門 (家庭・業務) における年間の二酸化炭素総排出量 ÷ (人口 × 365日)

1人1日あたりの二酸化炭素排出量の推移

| | 1人1日あたりの二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /人・日) | 人口 (人) | 民生合計 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) | 家庭 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) | 業務 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) |
|---------------|--|---------|---|---|---|
| 基準年度 (平成15年度) | 7.09 | 167,682 | 434,415 | 240,592 | 193,823 |
| 平成19年度 | 7.20 | 169,462 | 445,625 | 223,235 | 222,390 |
| 目標年度 (平成27年度) | 7.09 (基準年度値維持) | — | — | — | — |

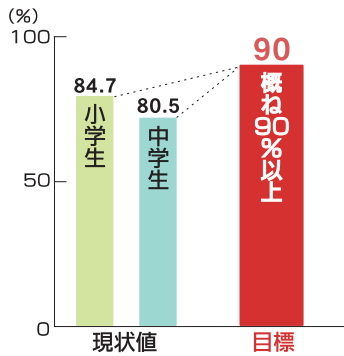
資料：環境自治体会議

「1人1日あたりの二酸化炭素排出量」(目標：平成15年度を基準としてこれ以上増やさない) については、市域における二酸化炭素の排出量の算定が非常に困難であるため、環境省の補助を受けて環境自治体会議が行った「市町村別温室効果ガス排出量推計データ」(2003年)の推計結果をもとに目標値を設定しています。平成19年度の数値については、埼玉大学外岡豊教授、国立環境研究所の協力・推計をもとに環境自治体会議環境政策研究所が行った「全国市区町村 CO₂ 排出量推計」(環境自治体会議/環境自治体会議 環境政策研究所編集『環境自治体白書 2010年版』に掲載)の推計結果をもとに算定したものです。なお、それぞれの推計方法には異なる部分があります。

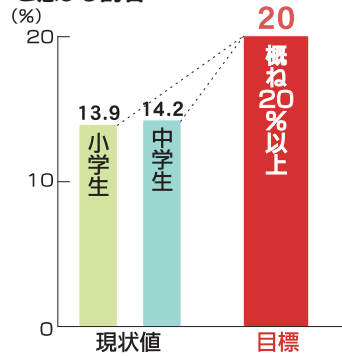


アンケート調査による環境目標

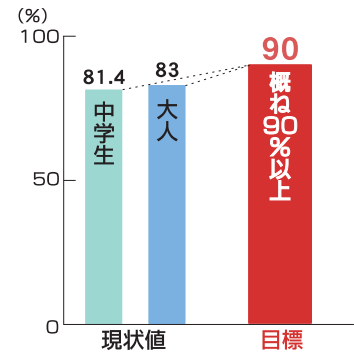
■身近な生き物を見かける割合



■身近な小川や水路の水をきれいと感じる割合



■パートナーシップ型参加意識



「身近な生き物を見かける割合 (小・中学生)」「身近な小川や水路の水をきれいと感じる割合 (小・中学生)」「パートナーシップ型参加意識」は、それぞれアンケート調査による回答者の割合を指標とした環境目標です。具体的には次のとおりです。

■身近な生き物を見かける割合

「鳥や昆虫などの生き物をよく見かけますか？」の質問に対し、「はい」と回答した小学生・中学生の割合

■身近な小川や水路の水をきれいと感じる割合

「身近な小川や水路の水はきれいですか？」の質問に対し、「はい」と回答した小学生・中学生の割合

■パートナーシップ型参加意識

「環境をよくするための取り組みの主体について、あなたはどのように思われますか？」の質問に対し、「市民、企業（事業者）、市（行政）がそれぞれの立場で協力して取り組むべき（市民が中心となって取り組むも含む）」と回答した市民（大人）・中学生の割合

平成17年度に行ったアンケート調査の結果を環境基本計画策定前の現状値として示しています。環境基本計画の改定時に、再度同様のアンケート調査を実施し、目標に対する達成状況を点検する予定です。

松阪市の環境
—松阪市環境基本計画年次報告書—
平成 21 年度版

●発行年月 平成 23 年 2 月

●発 行 三重県松阪市

●編 集 松阪市環境部環境課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1 3 4 0 - 1

TEL: 0598-53-4425 FAX: 0598-26-4322

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/kankyou/index.html>

E-mail: kan.div@city.matsusaka.mie.jp